



滋賀県地域福祉支援計画

令和3年（2021年） 月
滋賀県

令和3年1月現在 未定稿

目次

第1章 はじめに
1 計画策定の背景	
2 計画の策定趣旨	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
5 計画の推進体制	
6 用語の定義	
7 SDGs との関係	
第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識
第3章 本県の地域社会を取り巻く現状	
第4章 基本理念と基本方針
1 基本理念	
2 基本方針	
第5章 今後5年間の重点的な取組
第6章 取組の方向性
1 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、つながり、支え合う地域づくりの推進	
(1)包括的・重層的な相談・支援と地域づくりの推進	
①包括的・重層的な相談・支援と地域づくりの推進	
②新型コロナウイルス感染症等と地域づくり	
(2)地域住民参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進	
①参加・活動の場、居場所づくり	
②地域住民、企業、社会福祉法人、NPO 法人等の参画促進	
③民生委員・児童委員活動の環境整備	
④活動資金の確保と有効活用	
⑤ボランティア活動の推進	
⑥社会福祉法人の公益的な取組の推進	
(3)福祉意識の向上と次世代育成	
①ノーマライゼーション理念の普及・啓発	
②インクルーシブ教育の推進	
③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進	
④多様性の尊重	
(4)ユニバーサルデザインの推進	
①ユニバーサルデザインの普及啓発	

②情報アクセシビリティの向上促進

2 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる「だれ一人取り残さない」環境づくり

(1)種々の生活課題（生きづらさ）を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

(2)感染症を含めた災害時の支援体制の構築

①感染症、自然災害、複合災害に対する防災支援

②滋賀県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣

③災害ボランティア活動の促進

(3)災害時要配慮者の避難支援の推進

①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別（支援）計画の策定

②要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施

③難所における福祉的配慮の推進

④福祉避難所の機能確保

(4)利用者の権利擁護

①権利擁護の推進

②成年後見制度の利用促進

(5)苦情解決の仕組み

①事業者の苦情解決体制の整備

②適切な苦情解決の促進

(6)サービスの質の向上と透明性の確保

①健康福祉サービスの評価システムの推進

②社会福祉法人の情報公開の推進

③健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

(7)社会福祉法人、NPO 法人、企業等のネットワーク化の推進

3 教育機関・事業所・地域住民との協働による「滋賀の福祉人」づくりの推進

(1)福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

(2)専門職の確保・育成・定着

①若者の進路選択支援

②多様な人材の参入促進

③福祉職場への定着促進

④社会福祉関係者の資質向上

(3)福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

①ノーマライゼーション理念の普及・啓発

②インクルーシブ教育の推進

③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

第7章 計画の進行管理

参考資料

用語の解説

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

本県では、平成28年3月に「滋賀県地域福祉支援計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）を策定し、市町の地域福祉の推進の支援に取り組んできました。この間、少子高齢化がさらに進展し、単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化に伴い、地域住民相互の関心・理解が低下し、社会的孤立・社会的排除問題等が深刻化しています。社会的孤立・社会的排除は、生活・福祉課題の発見の遅れや、生活困窮などの大きな問題につながっています。このような状況の中、これまでの福祉サービスでは対応が難しい制度の狭間の課題、複雑化・複合化した地域生活課題への対応が重要となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大切な命が失われ、経済活動をはじめ社会にも大きな影響を与えました。新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等による収入の減少、失職により生活に困窮する方の急増や感染者、医療従事者等に対する差別や人権侵害が起きています。特に、社会的に不利な立場に置かれているひとり親世帯、高齢者、障害者等への社会的・経済的影響は甚大で、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

また、国においては、だれもが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとした、法整備等の改革が進められており、各制度の狭間にいる人への支援や複雑・複合的な課題を抱える本人および世帯への支援を適切に行うため、対象者の属性等で分けられた相談支援等の事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

こうした社会情勢の変化や新たな制度に県としての確に対応していくとともに、市町の地域福祉の推進を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定します。

2 計画策定の趣旨

滋賀県地域福祉支援計画は、国の動向、県の基本構想、地域福祉における課題等を踏まえ、多様な人々の違いを認め、だれもがその人らしく活躍できる地域共生社会を実現していくための計画として策定するものです。

加えて、以下のような趣旨をもって策定しています。

- 地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを進めるための計画として策定します。
- 災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「暮らし」を守ることに資する計画として策定します。
- 「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に資する計画として策定します。

3 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するために、各市町に通ずる広域的な見地から、

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

を一体的に定めるものです。

また、滋賀県基本構想上位計画とし、県の分野別計画等¹と整合および連携を図りながら、高齢者、障害者、子ども、若者、子育て世代等のあらゆる人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会参加できるよう、各計画等の推進を図るための計画として位置づけます。

¹人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン、滋賀県保健医療計画、滋賀県人権施策推進計画、滋賀県多文化共生推進プラン

4 計画の期間

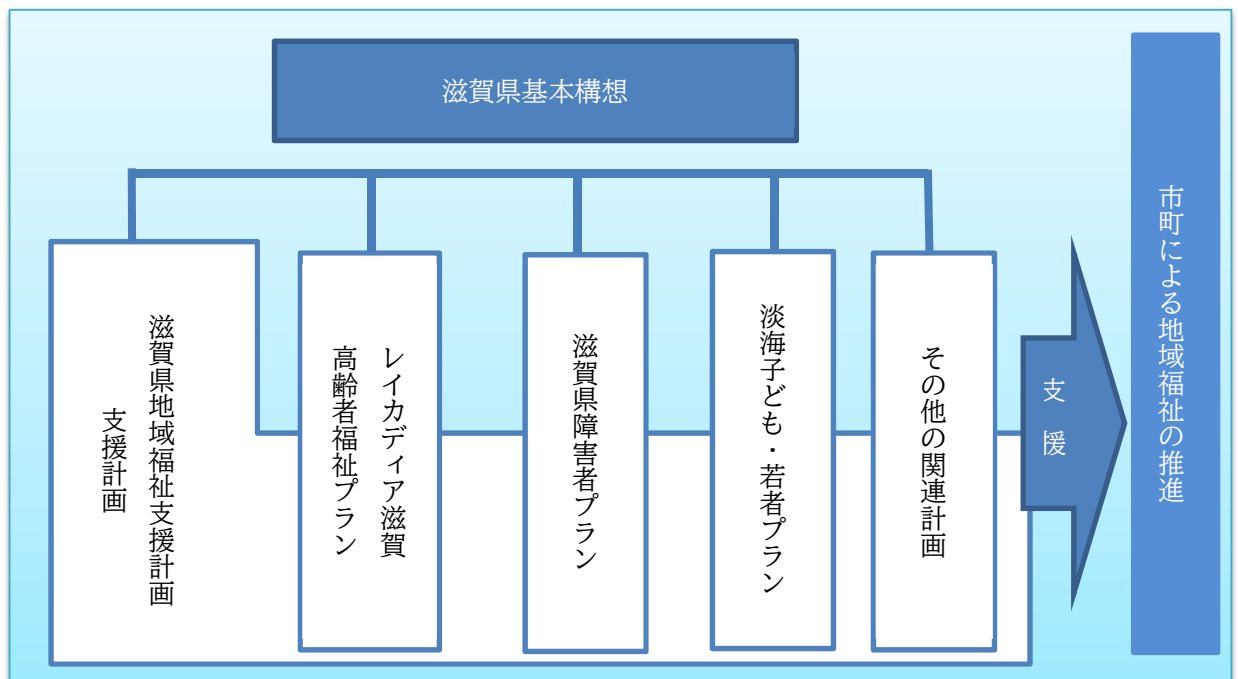
この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

5 計画の推進体制

この計画は、各市町における地域福祉の推進に係る取組を支援するものであることから、市町との地域福祉に関する情報・意見交換により、取組状況や成果の把握に努めます。

また、計画の取組状況を滋賀県社会福祉審議会に報告し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、必要な支援を効果的に進めます。

（参考）他の計画との関係



6 用語の定義

この計画では、地域福祉や、地域福祉を構成する諸要素を次のように定義します。

◆ 地域福祉

地域社会のなかで、家族、近隣の人びと、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、だれもが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、家族およびまちの一員として、安心した生活（くらし）を送ることができるような状態を公私協働で創っていくことです。

◆ 地域

高齢者、障害者、子どもといった、世代や背景が異なる人々が相互に関係し合い、ともに参加し、学び、働き、遊び、住まい、暮らす場です。

※ 次に掲げるような、地域住民の生活実態等に応じて、自治会や民生委員・児童委員の活動範囲、公的機関の設置単位、学区、市町域、県域など、様々な区域があります。これらは必ずしも一致しているわけではなく、異なるレベルの区域が重層的に重なり合っています。

- ① 地域住民の具体的な活動の場となる区域
- ② 専門職の関与により包括的な相談体制が整えられる区域
- ③ 多機関が協働した総合的な支援体制が整備される区域
- ④ 特に専門的かつ困難な課題への対応が図られる区域

◆ 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

◆ 地域生活課題

地域住民およびその世帯が抱える①福祉（高齢や障害、子ども、**生活困窮など**）、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、②地域社会からの孤立に関する課題、③日常生活を営み、あらゆる分野の活動で参加する機会が確保されるうえでの課題などをいいます。

7 SGD s との関係

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年、国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、2030年までによりよい世界を目指すために取り組むべき目標であり、だれ一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標と169のターゲットが定められています。本県は、持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。

「滋賀県地域福祉支援計画」においては、だれもが地域で支え合い、互いに尊重し合い、自分らしくいきいきと生活できるよう、地域福祉を推進し、地域社会の持続的発展を目指すことで、SDGsの達成に貢献します。



※本計画においては、以下のターゲットに関する取組を推進します。

<u>1.3 適切な社会保障制度および対策を実施し、県民が健やかで安心できる生活の保障に努める</u>
<u>2.0 貧困をゼロに</u>
<u>3.0 すべての人に健康と福祉を</u>
<u>4.0 質の高い教育をみんなに</u>
<u>4.2 すべての子どもが質の高い乳幼児の発達支援、ケアおよび就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</u>
<u>4.5 障害者および脆弱な立場にある子どもなどがあらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</u>
<u>5.1 あらゆる形態の差別を撤廃する。</u>
<u>8.5 だれもの完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を達する。</u>
<u>10.0 人や国の不平等をなくそう</u>
<u>10.2 すべての人の能力強化および社会的、経済的、政治的な包含を促進する。</u>
<u>11.0 住み続けられるまちづくりを</u>
<u>11.2 すべての人々に、安全かつ容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</u>
<u>16.0 平和と公正をすべての人に</u>
<u>17.0 パートナーシップで目標を達成しよう</u>

第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）

滋賀県の人口は、全国の状況に比べ人口減少のスピードが緩やかなものの、2013年ごろをピークに、既に減少局面にあります。また、2030年には高齢者数は急増し、全国より高い増加率となる見込みです。

少子高齢化・人口減少社会は、経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、生活の基盤としての地域社会の持続可能性を高める必要があります。

そのため、県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率、世帯数の増減の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴や潜在的な力を活かして地域福祉に取り組んできました。

しかしながら、従来の制度別の支援では解決できない制度の狭間といわれる問題や分野にまたがる複合的・複雑な地域生活課題が明らかになってきました。

本県においても、高齢化、核家族化等により、単身世帯が増加傾向にあります。特に、単身高齢者世帯数が増加しており、社会関係、人間関係が希薄化し、孤立した一人暮らしに陥りやすい状況にあります。

8050問題、ダブルケアなど複数の地域生活課題を持つ世帯、生活困窮、虐待、ひきこもりなど問題が顕在化しにくい地域生活課題に係る世帯、家族や地域社会などうまくつながれず、社会的に排除されている世帯も含め、地域に暮らすだれもがその人の状況に合った支援が受けられることが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、医療施設の人的・物的な資源の逼迫、緊急事態宣言による自粛生活など、私達の生活に大きな影響を与えました。感染症そのものの脅威以外にも、経済的困窮世帯や児童虐待、DVの増加、感染者や医療・福祉サービス従事者等に対する差別や偏見、誹謗中傷など様々な問題が顕在化しつつあります。

また、感染拡大で外出や人との接触を控えることが求められることにより、地域住民等による福祉協働やボランティア活動は休止や延期等活動自粛を余儀なくされ、高齢者、障害者等が自宅にこもりきりになるなど新たな地域課題が生まれています。

今後、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向け、県が特に取り組むべきことは、次の2点と考えます。

- ・地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的・重層的な相談・支援体制と地域づくりを推進します。
- ・地域住民と協働し、地域の課題解決を図り、必要に応じて新たな課題解決の仕組みづくりを進める福祉専門職の育成、資質向上に努めます。

共生社会の実現は、県だけで行えるものではありません。地域住民をはじめ、これまで地域福祉を担ってきた民生委員・児童委員、様々な推進員や支援員等²、社会福祉協議会、介護施設や保育所等を運営する社会福祉法人・NPO法人、各種福祉団体、さらには、協同組合や経済団体、企業など地域のあらゆる主体の参画のもと、公私協働で取り組むことが必要です。

また、県内を自治会の単位、小中学校区、市町域、福祉圏域、全県域といったような重層的な地域の広がりの中で捉えて、市町とも連携しながら、広域的調整が必要な支援や専門的な支援など、県の果たすべき役割を担っていくことも必要です。

そのため、市町に対しては、国や他都道府県の施策の動向などを適時・適切に情報提供するとともに、市町からの施策提案についても積極的な対話を通じて市町とともに取り組みます。また、近隣の市町同士が災害時や感染症流行下などに相互に支え合う関係を築こうとする際に、必要に応じて協力します。

さらに、社会福祉協議会やその他の社会福祉法人とともに先駆的な実践に取り組み、その実践を踏まえて地域福祉の推進を目指します。

戦後、その時々々の社会問題を正面から受け止めて、先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神をしっかりと受け継ぐとともに、「すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』の推進による共生社会の構築」を目指し、県民運動として推進していきます。

²推進員や支援員等…ひとり親家庭福祉推進員、母子・父子家庭自立支援員、障害者支援員、地域支え合い推進員、戦没者遺族相談員等が、知事や市町長等から委嘱等を受けて、地域住民の日常の様々な相談を受けています。

第3章 本県の地域社会を取り巻く現状

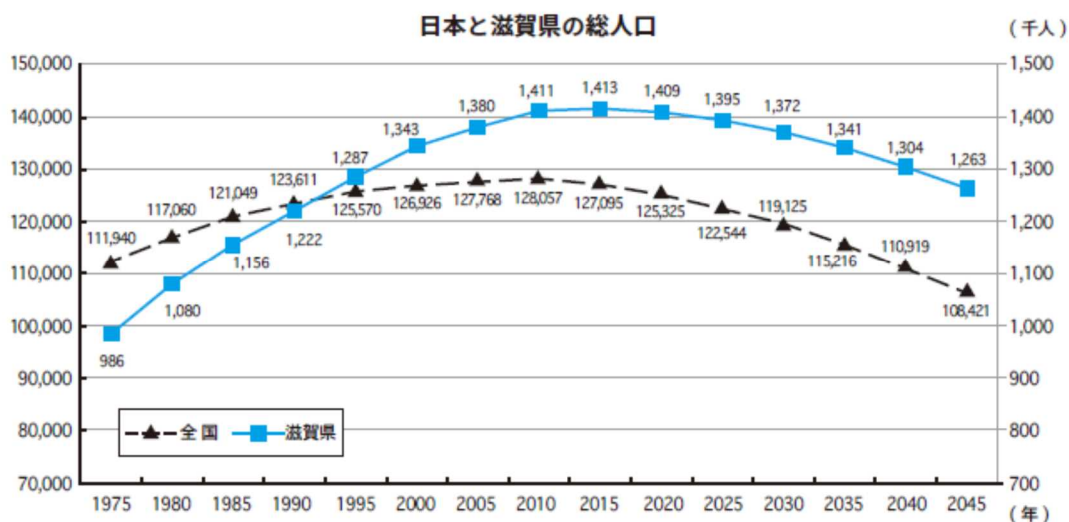
1 社会構造の変化

(1)人口減少

滋賀県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2013年ごろをピークに、既に減少局面にあると考えられます。2013年には初めて転出者が転入者を上回り、2016年以降は死亡数が出生数を上回っています。

全国の状況と比べ人口減少のスピードが緩やかなものの、このまま出生数が減少し若い世代の流出が続いた場合、2015年に約141万3千人であった人口は、2030年には約137万2千人(-2.9%)まで減少、さらに2045年には約126万3千人(-10.6%)まで減少する見込みです。

■人口数の推移（全国、滋賀県）

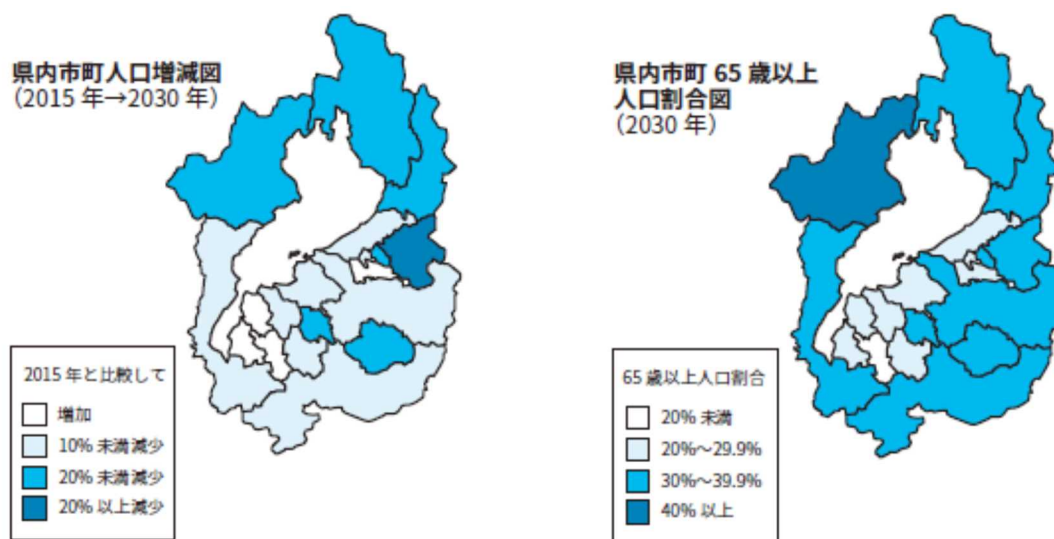


(出典) 滋賀県基本構想 2019年3月

滋賀県全体では全国に遅れて高齢化が進行していますが、既に全国より早いスピードで高齢化が進んでいる地域もあり、県内でも地域により人口動向の状況は二極化する見込みです。

なお、高齢化が緩やかに進んでいる地域においても、今後急速に高齢化が進む見込みです。

■県内市町の人口増減の状況



(出典) 滋賀県基本構想 2019年3月

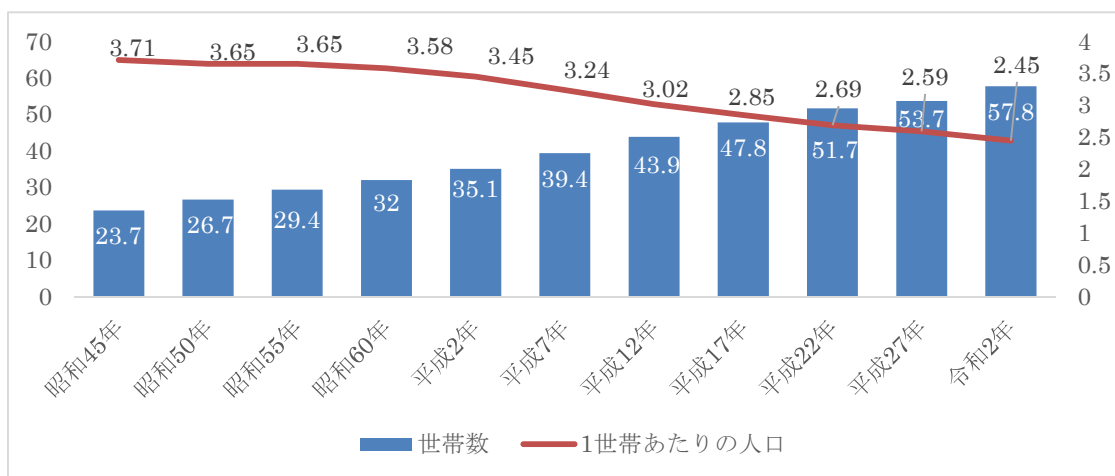
(2)世帯の変化

本県の1世帯当たりの人数は2.45人であり、全国平均の2.39人と比べると多いものの、年々減少してきています。

また、「三世代世帯」の構成比が6.2%へと減少する一方、「単身世帯」が28.5%に増加しています

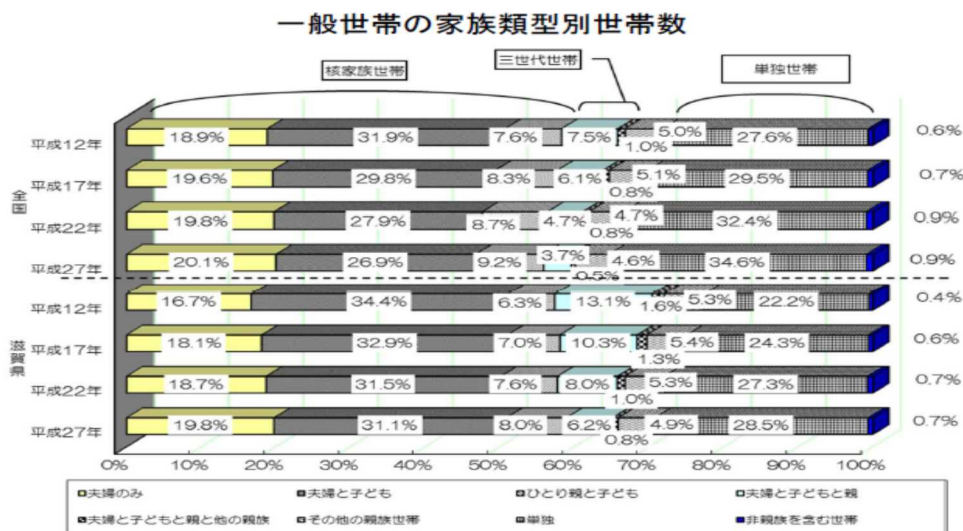
■世帯数および一世帯あたり人口の推移

(万世帯)



(出典) 健康医療福祉部健康福祉政策課調べ

■一般世帯の家族類型別世帯数



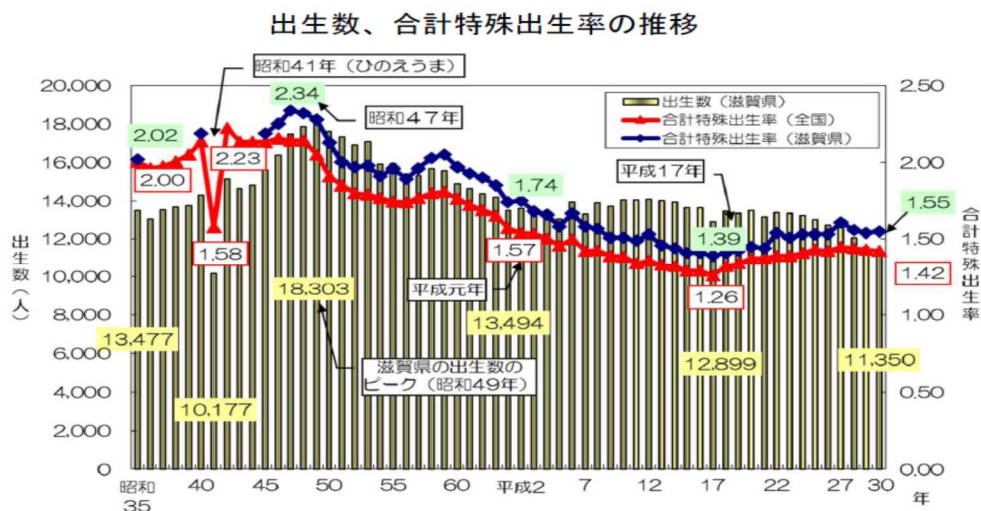
(出典) 淡海子ども・若者プラン 令和2年3月

2 少子高齢化の進行

(1) 出生率と出生数

平成30年(2018年)の本県の合計特殊出生率は1.55で、全国1.42を上回っていますが、人口置換水準(現在の人口を長期的に維持するための水準)である、おおむね2.07を下回っており、出生数も減少傾向となっています。

■出生数、合計特殊出生率の推移



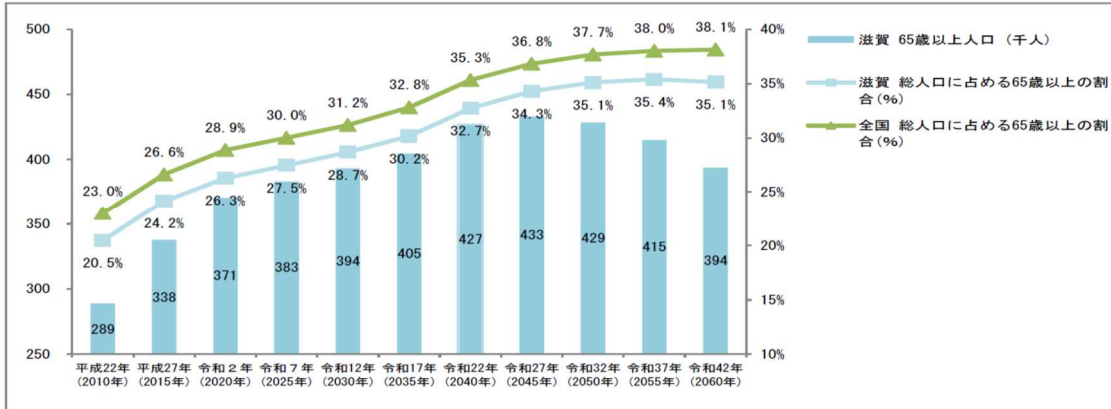
(出典) 淡海子ども・若者プラン 令和2年3月

(2) 65歳以上人口

65歳以上の人口は、令和27年（2045年）まで一貫して増加すると予測しています。

■65歳以上人口の推計

[単位：千人・%]



(出典) レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 令和3年3月

3 高齢者の状況

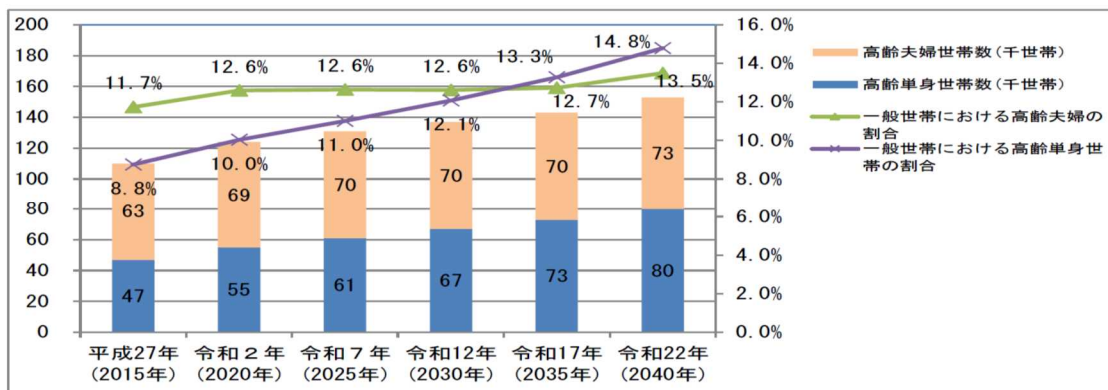
(1) 高齢者世帯

本県の一般世帯数が令和12年（2030年）をピークに減少に転じる中、高齢単身世帯は、大幅に増加していくと見込まれています。

また、85歳以上高齢者の単身世帯数は、令和22年（2040年）には平成27年（2015年）の2倍以上に増加します。同様に、夫婦世帯についても、85歳以上高齢者を世帯主とする夫婦世帯数は3倍程度に増加することが見込まれています。

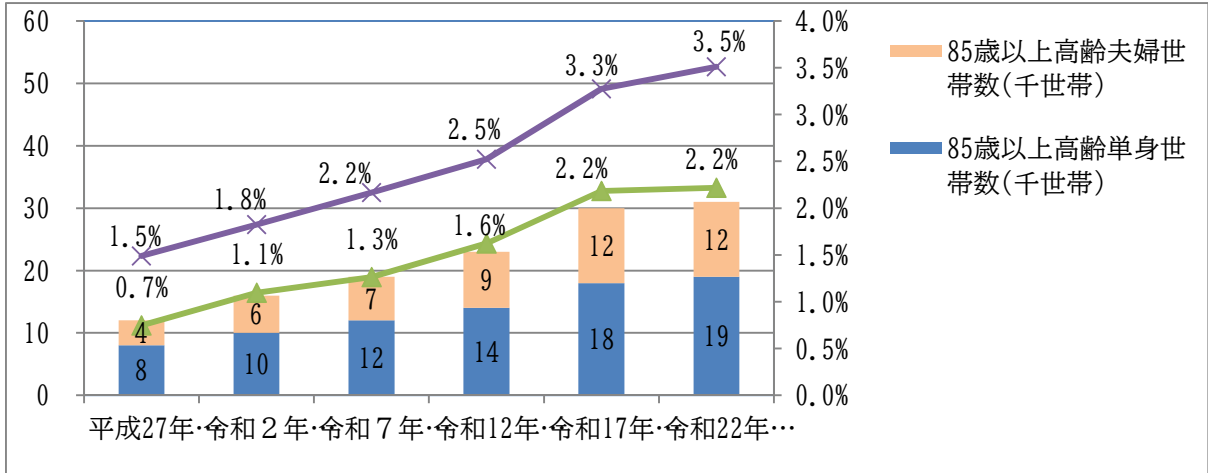
■高齢者世帯の推計

①滋賀県の高齢者世帯の推計（65歳以上人口）



(出典) レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 令和3年3月

⑤ 滋賀県の高齢者世帯の推計（85歳以上人口）



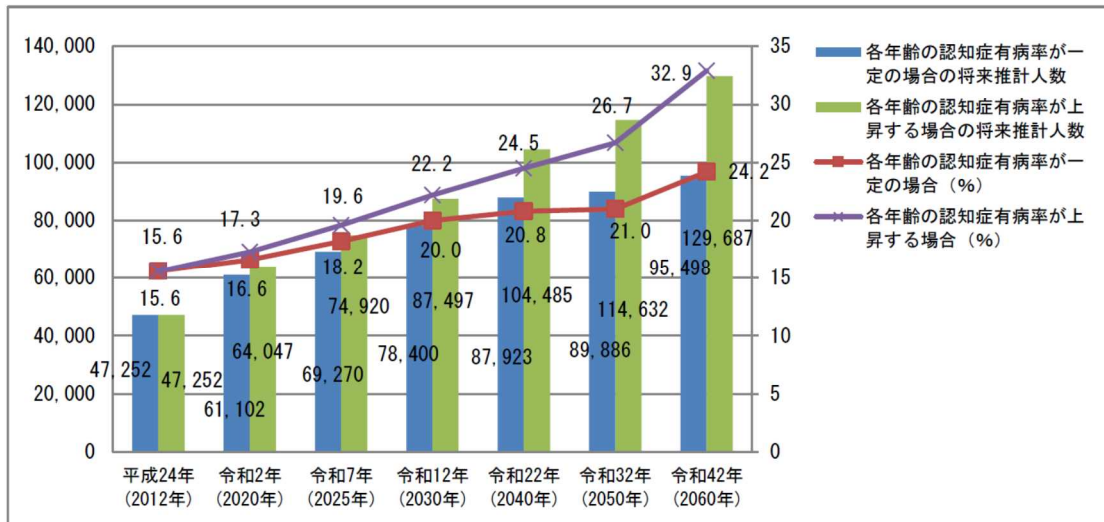
(出典) レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 令和3年3月

(2) 認知症高齢者

認知症高齢者数は65歳以上の人口の増加に伴い増加すると予測されます。

滋賀県の認知症高齢者数は、令和7年(2025年)に約7万人、令和22年(2040年)には約10万人と推計され、高齢者の4人に1人は認知症になると見込まれます。

■ 滋賀県における認知症高齢者数と有病率の推計



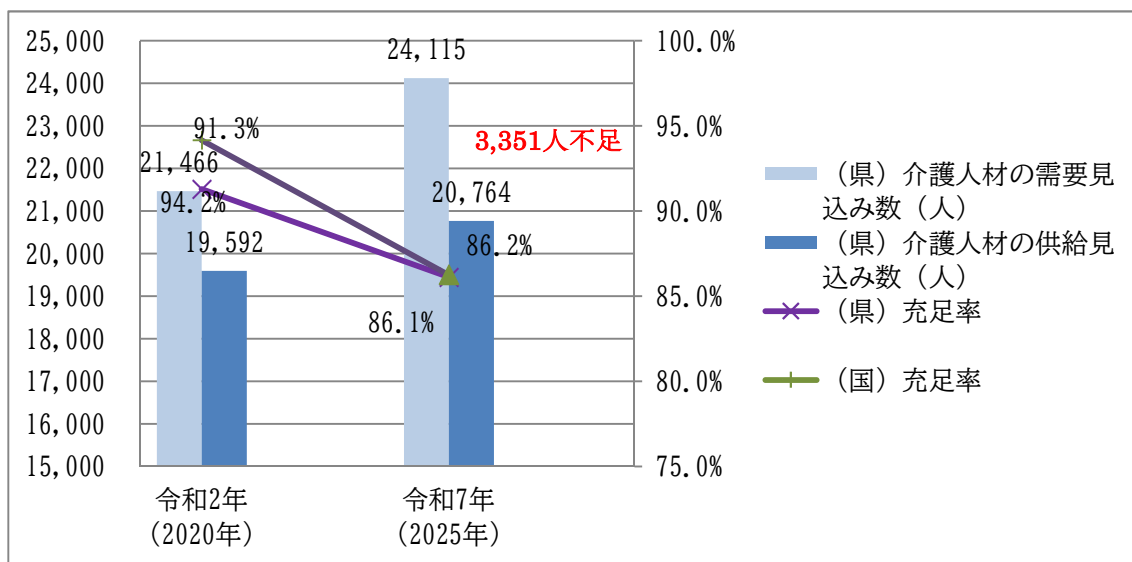
注：認知症の有病率（認知症が発症する人の割合）は生活習慣病（糖尿病）の有病率の影響を受けるとされており、「各年齢の認知症有病率が上昇する場合」とは、2060年までに糖尿病の有病率が20%増加すると仮定した場合の推計を示す。

(出典) レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 令和3年3月

(3) 介護職員の状況

令和2年以降、介護人材の充足率は低下する見込みとなっており、令和7年には、介護人材が3,351人不足する見込みです。

■介護人材受給推計



(出典) 健康医療福祉部医療福祉推進課調べ

4 障害者の状況

(1) 障害者数

県内の身体障害者手帳所持者数、知的障害者療育手帳所持者数および精神障害者保健福祉手帳所持者数は、以下のとおりです。

■障害者手帳所持者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
身体障害者手帳所持者数	53,617	53,679	54,178	54,481	53,745
知的障害者療育手帳所持者数	12,432	13,080	13,524	14,202	14,771
精神障害者保健福祉手帳所持者数	8,447	9,024	9,662	10,449	11,175

(単位：人)

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

(2) 特別支援学校の幼児児童生徒

県内の特別支援学校は、平成 25 年度から 16 校となっています。

幼児児童生徒数は、令和 2 年 5 月 1 日現在 2,211 人で、前年度に比べ 14 人減少しました。

■特別支援学校の校数・幼児児童生徒数の推移



(出典) 滋賀県健康医療福祉部調べ

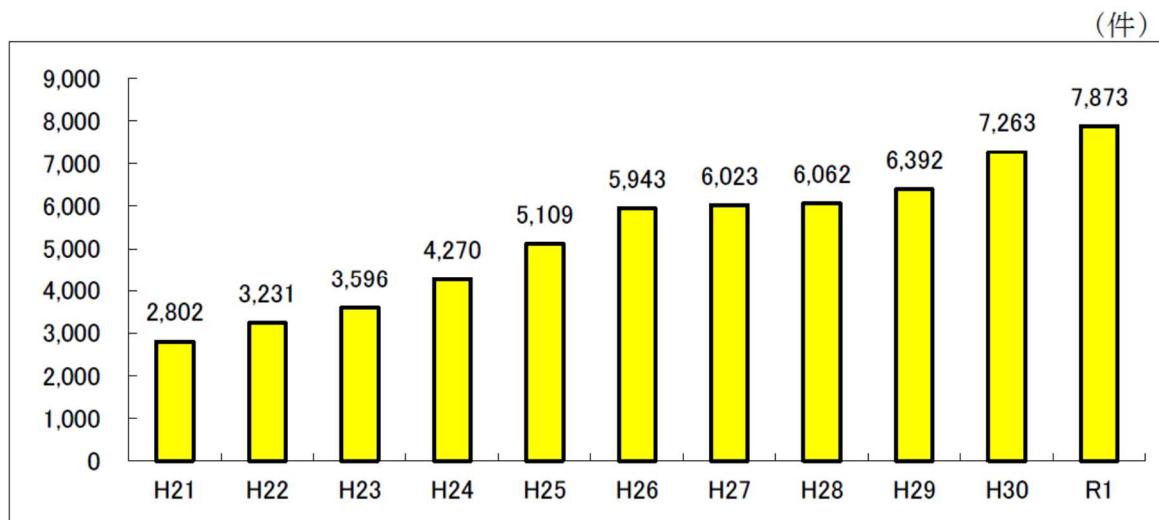
5 子どもの状況

(1) 児童虐待相談

子ども家庭相談センター（中央、彦根、大津・高島）および 19 市町の児童虐待に関する相談対応件数は、経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因を背景に年々増加しています。

虐待通告のうち「近隣・知人」から寄せられるものも増加傾向にあり、また、一見しただけでは掴みにくい「ネグレクト」も約 3 割となっていることから、地域社会が、子どもの日常の様子（衣服の衛生状況や摂食の状況等）を注視して見守っていることがうかがえます。オレンジリボンキャンペーン（街頭啓発）等の取組や、昨今の痛ましい児童虐待事件の報道等により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まったことから、児童虐待相談が増加していると考えられます。

■児童虐待相談件数の推移

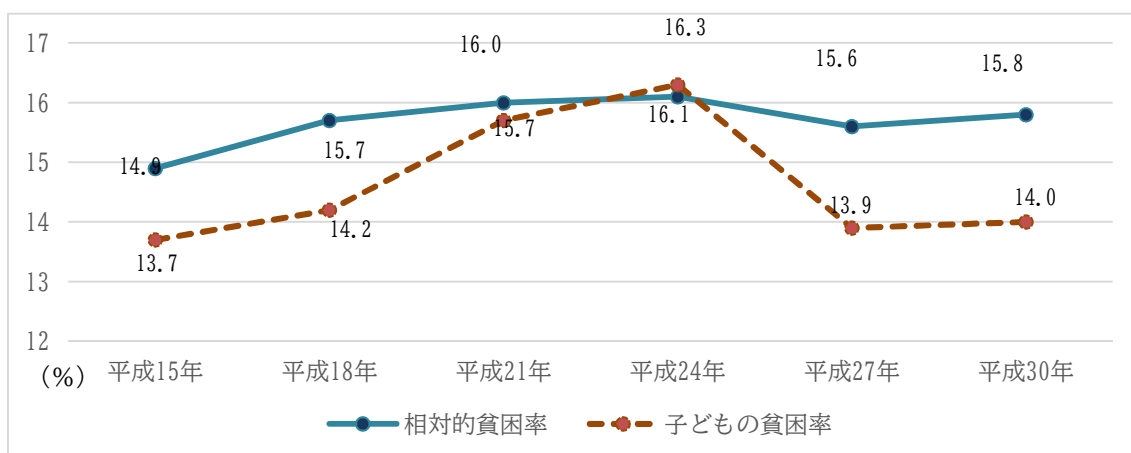


(出典) 滋賀県健康医療福祉部調べ

(2) 子どもの貧困率

子どもの貧困率については、平成24年の過去最悪の数値16.3%を平成27年に13.9%に減少しましたが、平成30年には14.0%となりました。

■貧困率の年次推移

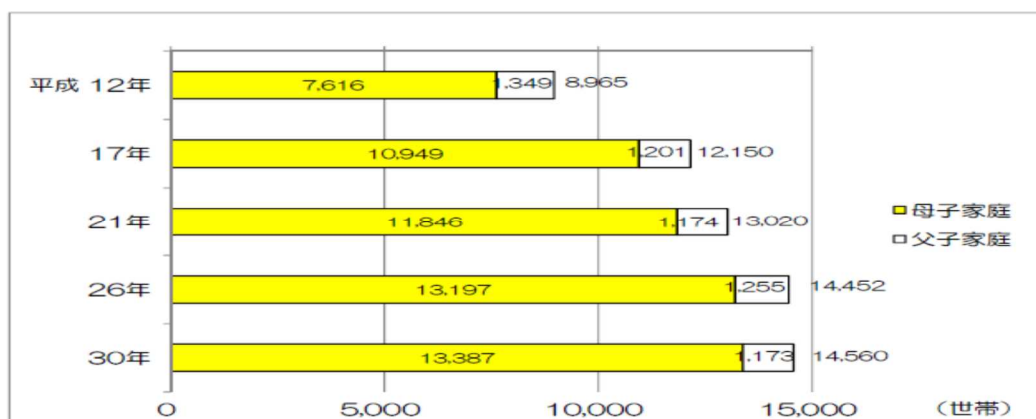


(出典) 厚生労働省 国民生活基礎調査結果より

(3) ひとり親家庭の状況

県内のひとり親家庭の世帯数は平成30年4月現在で14,560世帯（母子家庭13,387世帯、父子家庭1,173世帯）と増加しています。

■ひとり親家庭等の世帯数の推移



(出典) 淡海子ども・若者プラン 令和2年3月

(5) 社会的養護

滋賀県には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1か所、児童自立支援施設が1か所、障害児入所施設が4か所、指定発達支援医療機関が1か所あり、平成30年度(2018年度)末時点において措置している子どもは、県外施設を合わせて291人となっており、里親、ファミリーホームで生活する子どもは96人となっています。

■施設の箇所と措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	一時保護委託児童数
里親	41家庭	49人	1家庭	1人	50人	28人
ファミリーホーム	15か所	46人	0か所	0人	46人	46人
小計		95人		1人	96人	74人
乳児院	1か所	29人	0か所	0人	29人	63人
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	4か所	137人	8か所	16人	153人	52人
小計		166人		16人	182人	115人
児童心理治療施設	1か所	39人	0か所	0人	39人	10人
児童自立支援施設	1か所	8人	2か所	2人	10人	2人
障害児入所施設	4か所	51人	6か所	7人	58人	17人
その他の施設等 (指定発達支援医療機関、自立援助ホーム等)		2人			2人	9人
小計		100人		9人	109人	38人
合計		361人		26人	387人	227人

※措置児童数は、平成30年度末現在、一時保護委託児童数は平成30年度対応数

(出典) 淡海子ども・若者プラン 令和2年3月

(5) ヤングケアラーの状況

平成 30 年、厚生労働省が全国の市町村の要保護児童対策地域協議会を対象にヤングケアラー実態把握等をするためアンケート調査を行いました。

平成 29 年度に登録されているケースのうち「ヤングケアラー³」に該当する件数についてきいたところ、要保護児童ケース登録数で、0 件が 478 自治体、1 件以上あるのは 256 自治体、合計回答数が 1,282 件となっている。また、要支援児童ケース登録数の合計回答数が 480 件、特定妊婦ケース登録数が 20 件となっている。

■ケース登録数のうち、「ヤングケアラー」に該当する自治体数

	0件	1～5件	6～10件	11件以上	合計回答件数
要保護児童ケース登録数	478 自治体	198 自治体	32 自治体	26 自治体	1,282 件
うち児童虐待		165 自治体	26 自治体	18 自治体	
うち非行		4 自治体	－	－	
うち不登校・いじめ		22 自治体	2 自治体	－	
その他		53 自治体	4 自治体	1 自治体	
要支援児童ケース登録数	605 自治体	111 自治体	12 自治体	6 自治体	480 件
特定妊婦ケース登録数	720 自治体	14 自治体	－	－	20 件

(出典) 厚生労働省 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 平成 31 年 3 月より

6 生活困窮・ひきこもり・自殺

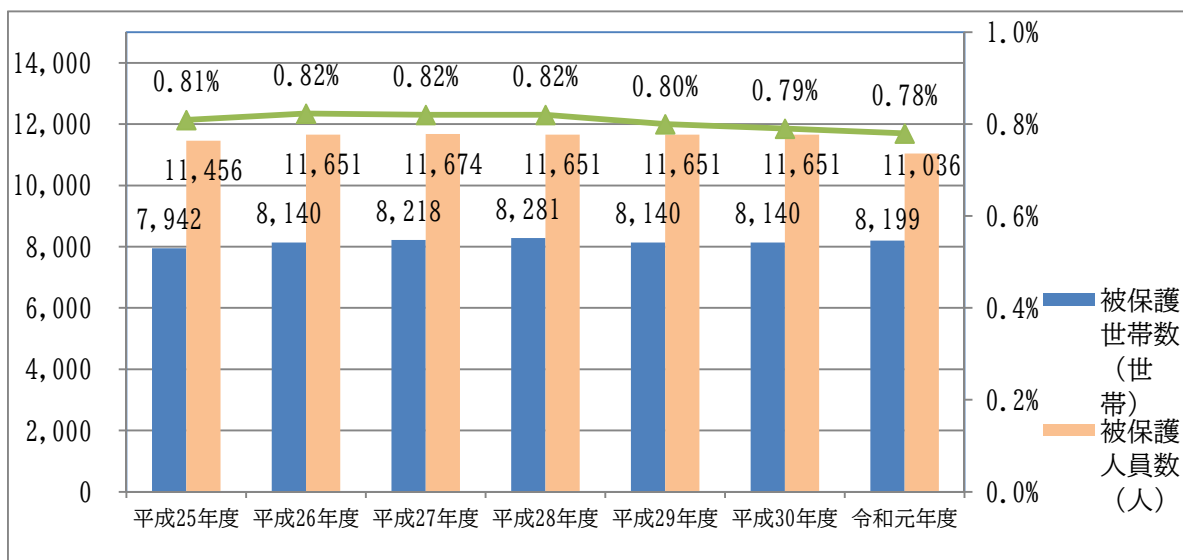
(1) 生活困窮

○生活保護の状況

被保護世帯数は増加傾向にあり、平成 26 年度（2015 年度）時点では増加傾向にありましたが、直近はほぼ横ばいとなっています。

³ ヤングケアラー：年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下の兄弟の世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子ども。

■ 被生活保護世帯数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

○特例貸付

リーマンショック時に比べ、貸付件数、貸付額が大幅に増加しています。

文章についても直近データに合わせます。

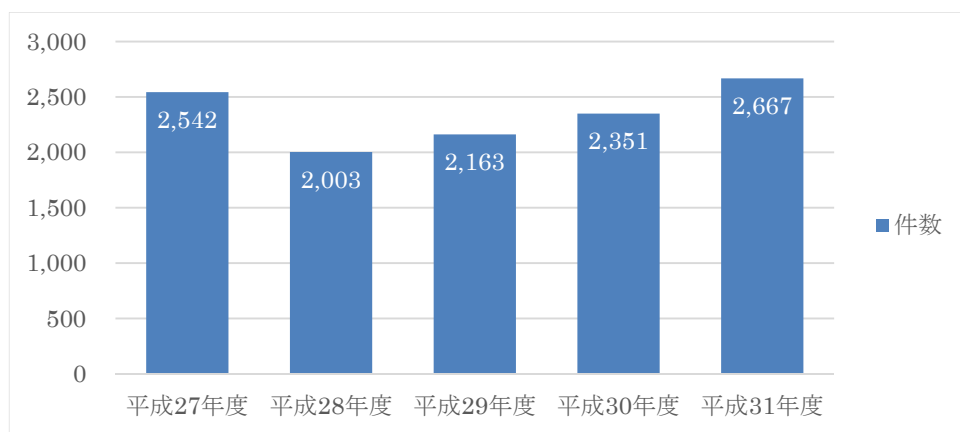
■ 貸付決定件数と貸付金額 (策定時、直近の数値に訂正します。)

	リーマンショック時3年間 (平成21~23年度)		本年度 (受付開始3月25日~7月27日現在)	
	貸付決定件数	貸付金額	貸付決定件数	貸付金額
緊急小口資金	1,158件	106,723,000円	6,669件	1,229,281,000円
総合支援資金	1,269件	1,390,679,000円	3,979件	2,145,156,000円
計	2,427件	1,497,402,000円	10,648件	3,374,437,000円

※滋賀県社会福祉協議会調べ

○生活困窮者自立相談⁴件数

平成 28 年度、減少しましたが、それ以降、相談件数は増加しています。



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

(2) ひきこもり

令和元年 7～8 月、滋賀県社会福祉協議会が民生委員・児童委員を対象にひきこもりに関するアンケートを実施したところ、県平均で 36.1%の民生委員・児童委員がひきこもり者 1,428 人を把握されています。

約 6 割が中高年齢層となっており、年代別に見ると、40 代が最も多くなっています。

① 【年齢階層別の該当者数】

年齢層	15～39 歳		40～64 歳		合計
令和元年度	543	38.0%	885	62.0%	1,428
全国推計	5,955	47.1%	6,689	52.9%	12,644

② 【年代別該当者数】

年代	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	不明	合計
該当者 (人)	75	151	317	459	224	175	27	1428
比率	5.3%	10.6%	22.2%	32.1%	15.7%	12.3%	1.8%	100%

※ひきこもり等調査（滋賀県社会福祉協議会 令和元年 7 月実施）より

⁴生活困窮者自立相談：生活に困窮されている方のお話を聞き、自立生活に向け、一人ひとりの状況に合わせた支援サービス等を案内します。県内では 6 町の社会福祉協議会に生活困窮者自立相談支援窓口を設置しています。

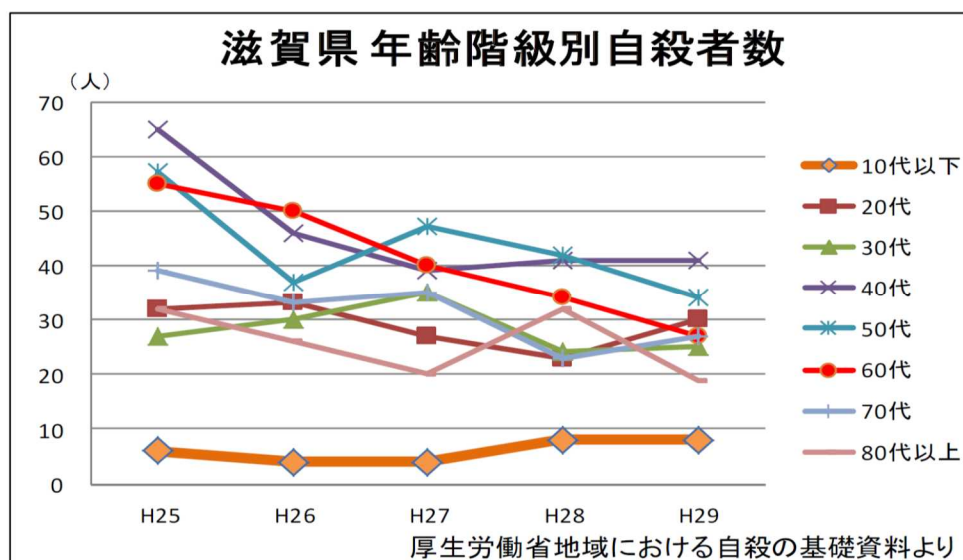
(3) 自殺者数

平成 29 年の自殺者数は、211 人でした。

また、年齢別に死因を見ると、15～44 歳を 5 歳区切りでみたときのすべての年齢階層で自死が 1 位でした。25～29 歳では、全体の死亡者数のうち半数以上が自死という状況になっています。

滋賀県の自殺者数は減少傾向ですが、10 代（学生生徒）の自殺者数は、横ばいとなっています。

【直近のデータを掲載します。】

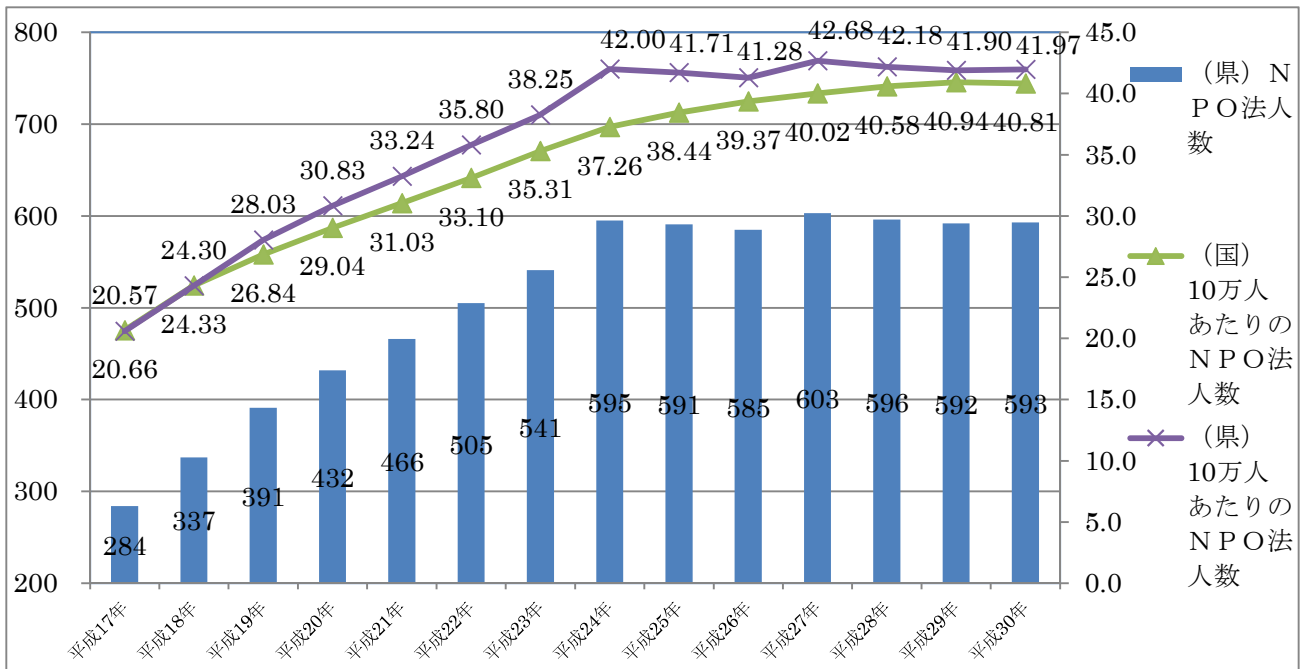


7 NPO・ボランティア

(1) NPO法人

人口 10 万人あたりの NPO 法人数は、平成 30 年度（2019 年度）末において 41.97 法人で全国と比べても高い状況です。

■NPO法人数の推移

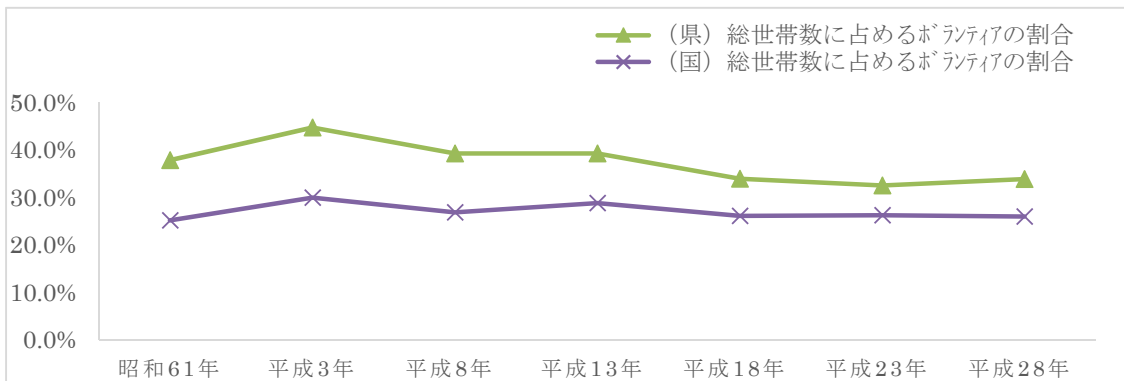


(注) 滋賀県総合政策部提供データより健康医療福祉部作成

(2) ボランティア

本県のボランティア参加率は、全国値を上回って推移しているものの、平成3年度をピークに減少傾向にあります。

■ボランティア参加率の推移



(出典) 滋賀県健康医療福祉部調べ

8 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習率

令和2年度の県内公立小中学校・義務教育学校の福祉学習実施率は、小学校では98.6%、中学校では96.8%、義務教育学校では100%となっています。

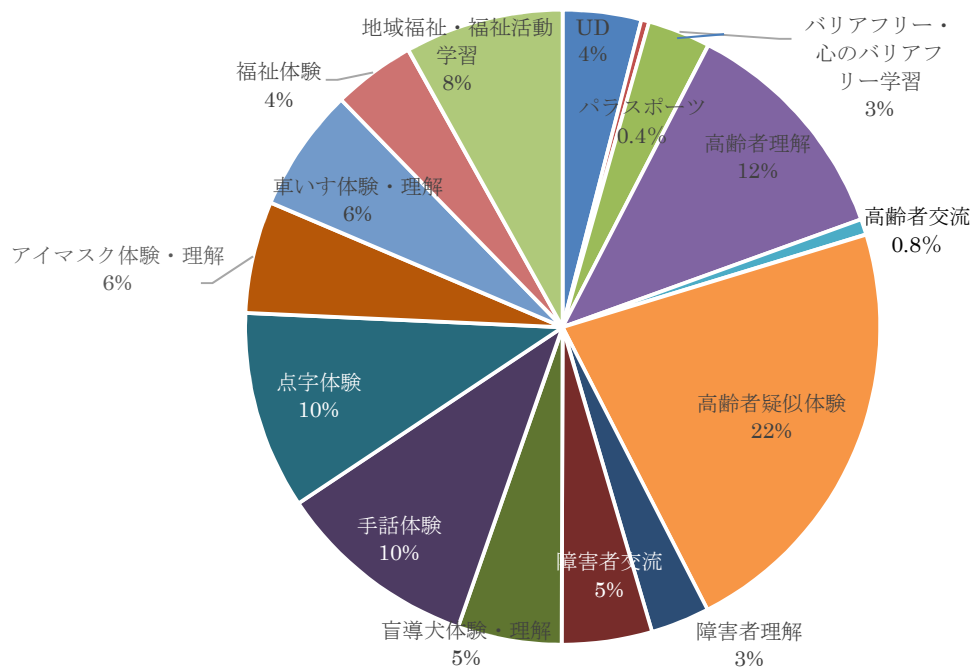
学校での福祉教育は、「高齢者疑似体験」、「手話・点字の講習」等が中心となっています。

■ 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習率

	実施校数	実施率
小学校	213 校/216 校	98.6%
中学校	90 校/92 校	96.8%
義務教育学校	2 校/2 校	100%

注：健康医療福祉部健康福祉政策課、教育委員会幼小中教育課調べ（令和 2 年 7 月）

■ 学習内容

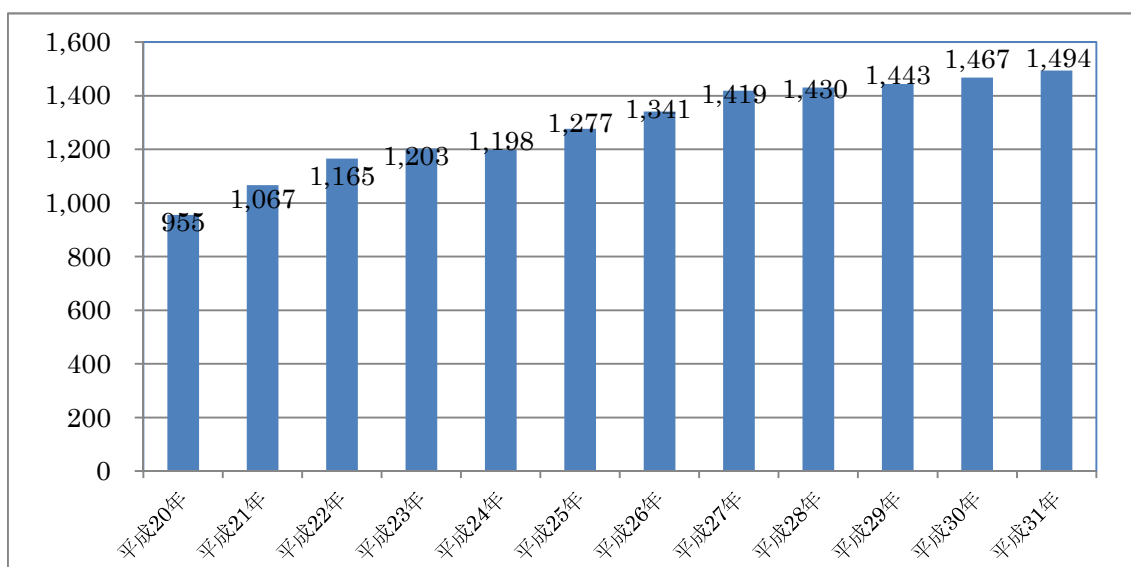


注：健康医療福祉部健康福祉政策課、教育委員会幼小中教育課調べ（令和 2 年 7 月）

9 県民の権利擁護の状況

判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、すべての市町社会福祉協議会で福祉サービスの利用の支援や日常生活上の支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）が実施されています。年々利用者は伸び続けています。

■地域福祉権利擁護事業契約件数の推移

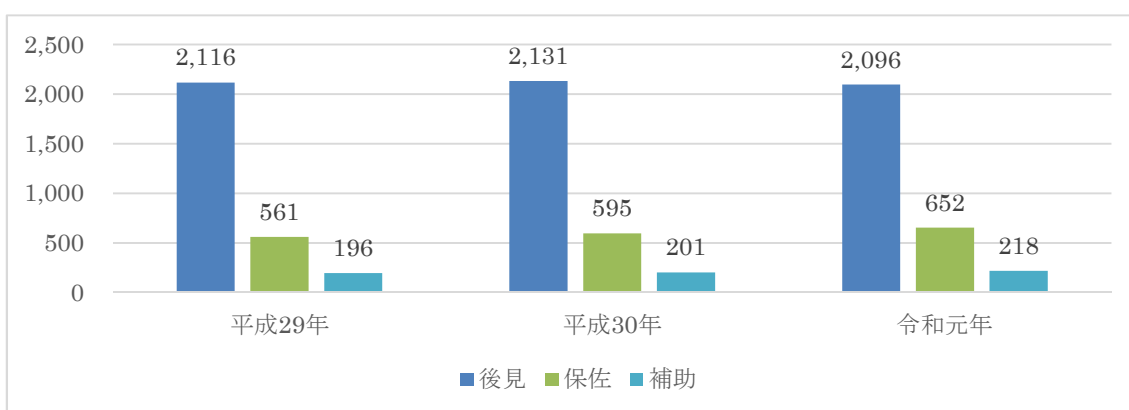


(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

10 成年後見制度利用者数

大津家庭裁判所が管理している成年後見制度利用者数は年々増加しています。

■成年後見制度（法定後見制度）利用者数



(注) 各年3月31日現在の法定後見制度⁵利用者数

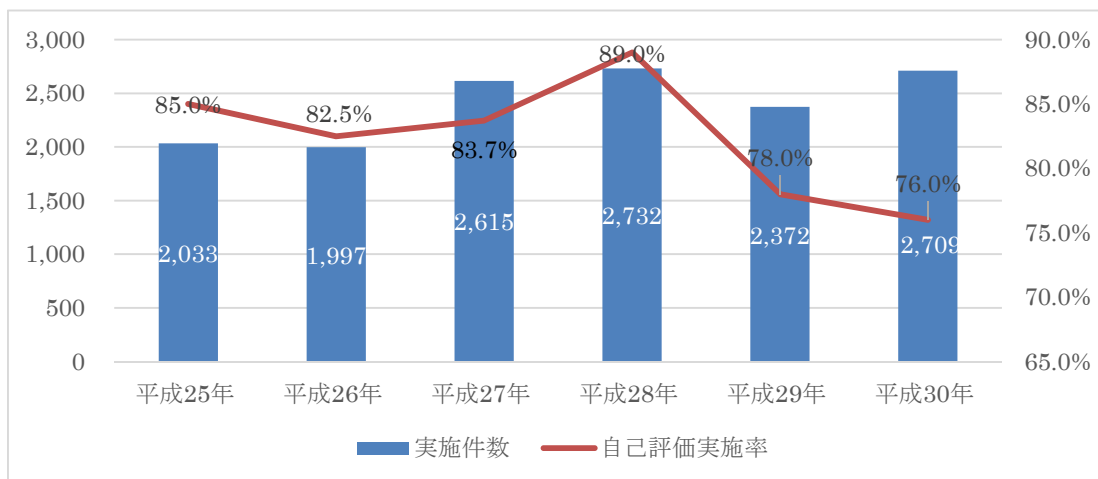
(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

⁵ 法定後見制度：家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して法律行為等において本人を保護・支援します。

1 1 サービス評価の状況

本県では、平成 15 年度から、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的に健康福祉サービス評価システムに基づいて、自己評価の実施を進めています。

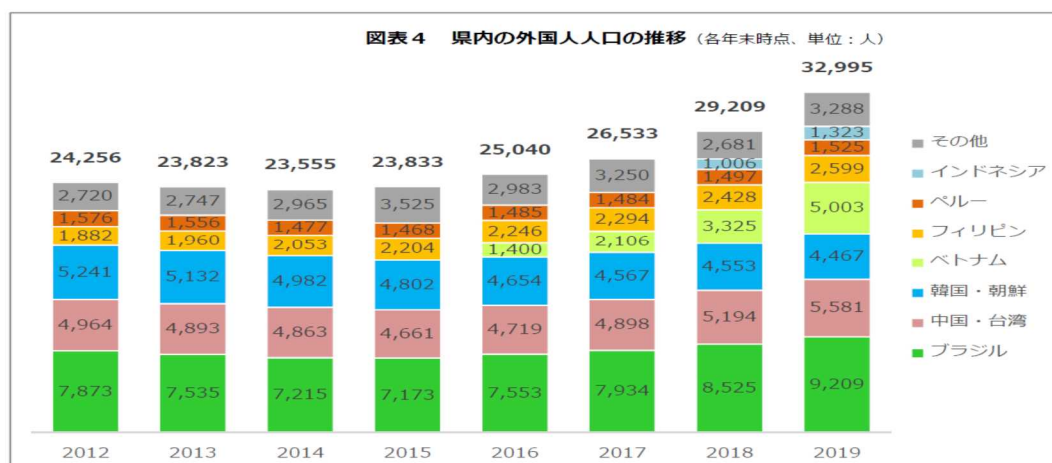
■健康福祉サービス自己評価実施状況



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1 2 外国人人口の推移

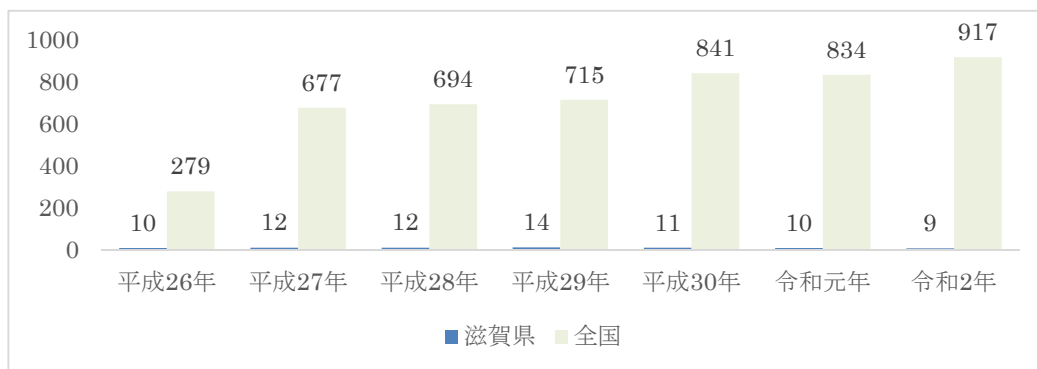
滋賀県の外国人人口は、平成26年(2014年)以降増加傾向が続いており、県全体の外国人人口の割合は2.32%で、県民のおよそ43人に一人が外国人です。外国人人口の国籍数は108ヶ国1地域となり、多国籍化が進展しています。また、外国人の老年人口の割合は、日本人と比べるとかなり低いですが、高齢化は進んでいます。



(出典) 人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略 2020年3月

1.3 無戸籍者数

令和2年10月10日現在、全国では917人、滋賀県には9人の無戸籍者がおられます。しかし、無戸籍者は出生届が出されていないため具体数の把握は困難で、潜在的な人数は更に多いとみられ、全国では1万人以上いると思われま



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1 4 市町地域福祉計画の策定状況

市町名	現計画の策定年度	計画期間
大津市	平成 29 年度	5 年
彦根市	平成 29 年度	5 年
長浜市	平成 29 年度	5 年
近江八幡市	平成 29 年度	5 年
草津市	平成 28 年度	5 年
守山市	平成 28 年度	5 年
栗東市	平成 30 年度	6 年
甲賀市	平成 29 年度	10 年
野洲市	平成 26 年度	7 年
湖南市	平成 29 年度	5 年
高島市	平成 29 年度	5 年
東近江市	平成 29 年度	5 年
米原市	平成 31 年度	5 年
日野町	平成 28 年度	5 年
竜王町	平成 30 年度	5 年
愛荘町	平成 27 年度	5 年
豊郷町	平成 31 年度	5 年
甲良町	平成 30 年度	5 年
多賀町	平成 31 年度	5 年
策定済	19 市町	

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

第4章 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」の推進による共生社会の構築

地域共生社会は、地域住民をはじめ、公私の多様な主体が参画・協働し、地域住民一人ひとりが生きがいをもって健やかに暮らすことのできる地域をともにつくっていく実践の積み重ねです。

本計画は、一人ひとりが尊重され、すべての人が持てる力を発揮し、人とのつながりのなかで支え合い、安心して暮らせる共生社会・滋賀県の実現を目指し、多様な人々、多様な主体が垣根を越えてつながり、地域福祉実践を推進するための計画です。

2 基本方針

共生社会の実現に向けて、本計画が掲げる基本方針は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ

地域住民の多様性と社会参加が尊重され、
「つながり、支え合う」地域づくりの推進

「地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、時と場合に応じて、つながり、支え、支えられるという支え合いの関係を社会の中で仕組みとして創っていくことを目指します。」

近年、高齢者、障害者、子ども、生活困窮など対象ごとの福祉制度の整備が進められていますが、少子高齢化、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者の単身世帯の増加などにより、既存の制度では対応しきれない様々な生活問題が顕在化しています。

そのため、地域住民が生活の主体者として、地域における様々な生活課題を共に解

決を目指し、共にエンパワメントしていく課題として捉えることが大切です。

また、福祉サービスを受けている高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、だれにとっても何らかの居場所と出番がある地域において、人と人との支え合う関係（共助）を広げていくことが重要です。

日頃から地域の地域住民同士がちょっとした変化に気づくような関係にあることで、その変化を近隣地域住民が共有しながら、必要な場合には適時に専門的な支援につなげることにより、問題の深刻化を予防することが可能となり、将来の社会の負担を低減させることにつながります。

今後、人口減少が避けられない中で、こうした予防的な効果も期待される地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉をこれからの社会福祉施策の中心として位置付け、だれもが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。

基本方針Ⅱ

支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、
「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

「滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービスとしての体制化を目指します。」

地域住民には、地域で生活しているからこそ発見できる課題がありますが、課題解決のために必要な専門的知識や社会的な資源の確保については、地域のあらゆる主体の参画と協働が必要です。

近年は、生活困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域生活課題が深刻化・複雑化しており、制度の狭間に陥り、必要な支援につながりにくい地域住民を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むことも求められています。

そのため、課題の解決を図るための新たな実践には、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置づけられている社会福祉協議会の専門的知識や技能・技術が不可欠です。

また、社会福祉法人も、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、

社会的孤立や子どもの貧困問題等の今日的な課題の解決を図るための実践者として重要な役割が期待されています。

地域住民が地域生活課題に気づき、行動を促す社会教育や人権教育を含む地域福祉の推進や協議の場を設け、地域住民の地域への関心を喚起し、その意欲と能力、状況等に応じて地域づくりへ主体的に関わる取組を促進することも大切です。

行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民、社会福祉協議会やその他社会福祉法人とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービスとして創っていくことが必要であり、積極的に取り組みます。

基本方針Ⅲ

教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む
「滋賀の福祉人」づくりの推進

「地域の多様な人々の困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質、向上を図るとともに、従来の福祉制度別の支援だけでなく、分野を超えた横断的な支援ができる人材の育成の支援をします。」

県民の地域における暮らしを支えるためには、支援の主体となる分野横断的な対応ができる人材の確保、育成が大切です。

このためには、まず、すべての人がお互いを尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で生きていける社会を実現するため、すべての県民が人権尊重の理念に対する理解を深めることが不可欠です。

福祉教育による意識の醸成と次世代を担う人材の養成を進めることが大切です。

そのため、地域貢献や公私連携などの社会貢献機能を有する大学等の高等教育機関においても、その有する知的資源を活かして、民間や行政と連携しながら、新たな実践への学問的なアプローチが期待されます。

また、様々な専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質向上、確保に努

める必要があります。

さらに、多様化・複雑化する福祉ニーズが増加する中、各福祉制度の枠を超えた分野横断的かつ総合的・包括的な支援に携わることができる福祉人材の育成も大切です。

第5章 今後5年間の重点的な取組

基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現 すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 『地域福祉』の推進による共生社会の構築」の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、今後5年間、次の2つの柱について特に重点的に取り組めます。

1 包括的・重層的な相談・支援体制と地域づくり

- ・ 少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下しています。
- ・ このため、高齢者、障害者、子ども、生活困窮など対象ごとの既存の制度の枠にとらわれず、複合的な問題を抱えている本人だけでなくその世帯全体への総合的な対応を行う、制度の枠にとらわれずすべての地域課題に対応し得る断らない包括的・重層的な相談・支援体制の構築が求められています。
- ・ 高齢、障害、子ども、住宅等の分野における個別計画と整合性を図り、支援課題を共有するなど、分野を横断した取組が図られるよう、県庁内の連携の強化を進めるとともに、市町における包括的・重層的な相談・支援体制の構築に向けた取組を支援します。
- ・ 相談支援機関や市町社会福祉協議会等における取組や課題等について研修会や勉強会等の場を市町等と共有します。
- ・ また、地域住民がさまざまな機会を通じて多様な地域生活課題を自らの問題として捉え、ボランティア、NPO 法人等地域のあらゆる主体と協働して、だれもが身近な地域の中で支え合い・助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。

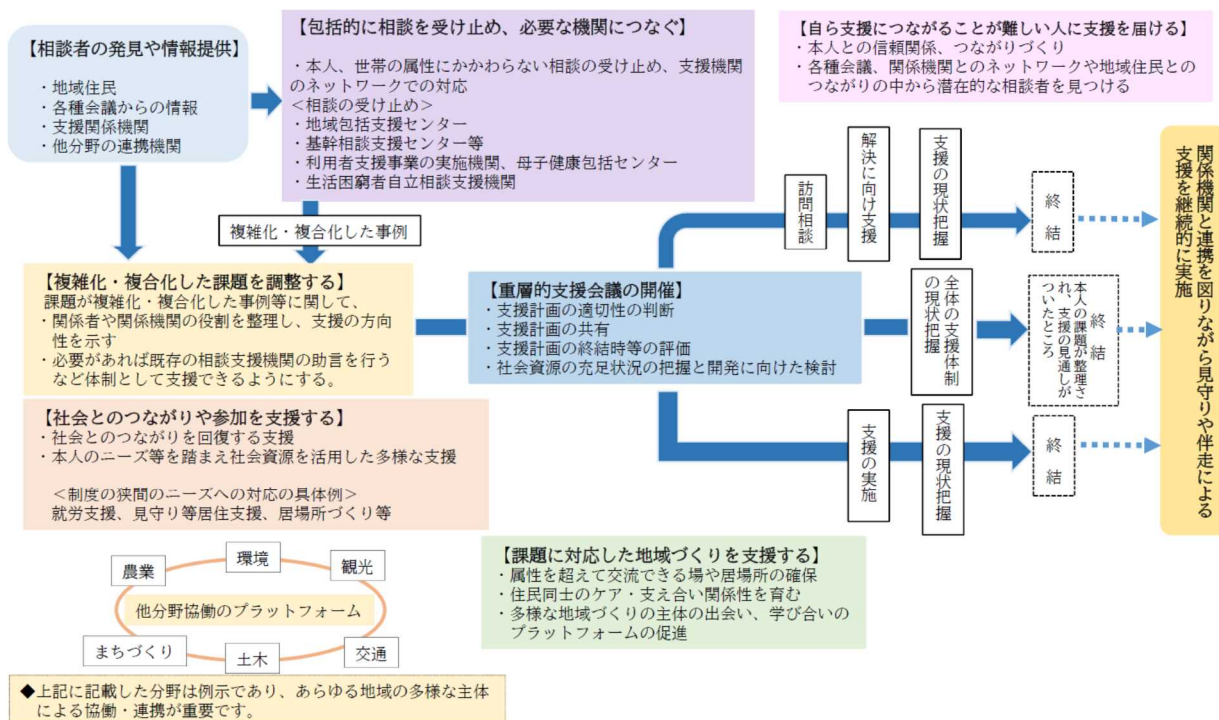
2 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- ・ 地域福祉を推進し、共生社会を実現するためには、包括的・重層的な支援体制だけでなく、支援体制のなかで、中核的な役割を果たす福祉人材の育成が重要となります。
- ・ そのため、滋賀県社会福祉協議会等関係機関と連携し、本県の先人の理念と実践を

学びつつ、キャリアに応じた技術・技能等の育成を図るとともに、分野横断的な対応ができる福祉職のロールモデル⁶となる人材を育成することで、福祉職の資質の向上を図ります。

- ・また、ボランティア活動の理解や参加の促進に関する情報を発信するとともに、活動を体験する機会の提供、地域活動を行うNPO法人、市民活動団体等の情報共有、意見交換の場を設ける等、だれもが社会貢献活動に参加する仕組みづくりを支援します。
- ・さらに、高齢者等の多様性・自発性を尊重しながら、地域社会の中でこれまでの経験や知識を活かし、主体的に地域のなかで役割を果たしていけるよう支援します。

■ 参考：包括的・重層的相談・支援体制イメージ図



※各事業が相互に連携しながら、本人に寄り添い、支援する体制です。

(注) 厚生労働省 重層的支援体制整備事業資料をベースに作成

⁶ ロールモデル：職員が目指したいと思う規範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる存在。

第6章 取組の方向性

1. 地域住民の多様性と社会参加が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくり

【現状と課題】

(1) 包括的・重層的な相談・支援体制と地域づくり

- 少子高齢化のさらなる進展、単身世帯の増加を背景に、地域における人々の関係が希薄化しています。また、地域生活課題は多様化・複雑化しており、従来の福祉分野ごとの施策や支援だけでは解決することが難しい状況となっています。
- だれもが地域の中で安心して暮らせるよう、制度による支援ではなく、福祉分野を超えた横断的な支援体制づくりを進めていくことが重要です。
- また、一人ひとりの状況、能力等に応じてだれもが社会的な役割や生きがいを持って自己実現できるよう、専門職等が必要に応じて関わりながら、相互にエンパワメントされる地域づくりが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの生活が大きく変化し、心身の不調を感じている人、仕事やお金の不安を抱える人等がおられます。

(2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 地域住民、社会福祉協議会、NPO法人、企業等様々な主体が連携し、地域で安心して暮らせるよう地域における支え合い・助け合い活動を推進する必要があります。
- 農業者と福祉事業者等が協働し、農業や農作物のもつ多面的機能を活用した農福連携に取り組むことで、各地域の課題解決を推進しています。
- 社会福祉法人は、「既存制度の対象とならない多様化・複雑化した福祉ニーズに対応する」という役割が社会福祉法において明確化され「地域福祉の実践者として重要な役割が期待されています。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- 現在の学校での福祉教育は、「高齢者疑似体験」、「手話・点字の技術講習」等が中心であり、障害者や高齢者の生活を理解することなく、「手助けをしてあげる」という一方的な意識を持つ危険性があります。
- あらゆる地域住民が自主的に見守り活動等の必要性に気付き、具体的な活動につなげていけるよう、高齢者、障害者理解だけでなく生活困窮、子育て支援を含めた学び合いの機会（福祉学習）が大切です。
- 市町、社会福祉協議会、地域総合センター等と連携し、身近な地域における人権、福祉教育の充実が重要です。

(4) ユニバーサルデザインの推進

- まちにおける移動や施設の利用、行政情報など様々な情報取得について、だれもがはじめから利用可能なデザインにするユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を進めることが大切です。

【施策の方向性】

(1) 包括的・重層的な相談・支援体制と地域づくり

- 既存の対象別の制度では対応が困難な生活・福祉課題の解決のため、各分野が連携した総合的に対応できる相談・支援体制の構築と地域づくりを支援します。
- 地域住民、社会福祉法人、NPO法人等様々な主体が、それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら、自己実現を図り、活発な活動が展開されるよう支援します。
- 新型コロナウイルス感染症流行下、感染防止に努め、地域での支え合い活動の実施の在り方を検討、啓発します。

(2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 様々な主体の参画のもと、公私協働で取組、また、地域の活性化や豊かな地域づくりに努めます。
- 企業、地域団体等それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら地域の課題解決に積極的に参画・協働するよう、セミナー開催等を通じて社会貢献活動の促進を図ります。
- 社会福祉法人の福祉サービスの提供を通じ、地域の福祉力の向上の推進を支援します。
- だれもが住み慣れた地域で満足した生活を送り、満ち足りた人生の最期を迎えることができるような仕組みづくりに努めます。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- 福祉学習を推進し、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。
- 互いを認め合いながら、ともにいきることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。

(4) ユニバーサルデザインの推進

- だれもがはじめから利用可能なデザインにしようというユニバーサルデザインの考え方を、県民や事業者と協働しながら普及啓発を進めます。

(1) 包括的・重層的な相談・支援体制と地域づくりの推進

① 包括的・重層的な相談・支援体制と地域づくりの推進

- ・包括的・重層的な相談・支援体制の整備が進んでいない、または十分に整備が進んでいない市町において、支援体制の整備・充実が図られるよう、相談支援機関や市

町社会福祉協議会等への実態調査を行い、課題、関わり方、評価等について研修会、勉強会や情報共有等の場を持ち、全圏域での包括的・重層的支援体制の整備促進を図ります。

- ・包括的・重層的な相談支援体制の整備推進のため、生活困窮をはじめ、高齢、障害、子ども、住宅等の分野における県庁内の連携の強化を進めます。
- ・障害のある人、高齢者、子ども、困窮者等の属性にかかわらず生きづらさを抱える本人および世帯等が相談でき、複合的な課題に対し必要な相談支援が実施できる包括的・重層的な相談支援体制の整備を支援します。
- ・生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、市町および相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。
- ・地域の多様な困りごとを地域住民が自らの地域生活課題として捉え、地域の見守り、居場所づくりの支援等解決に向けた仕組みを創り、だれもが地域の中でともに支え合い・助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。

② 新型コロナウイルス等感染症と地域づくり

- ・感染症に関する正しい理解と感染予防に関する知識の普及啓発を行い、地域のつながりと支え合いの活動の実施や継続、つながりのための取組に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。
- ・電話やオンライン通信等を活用し、顔を見てつながる方法、地域での集いや交流やつながりを可能とする環境づくりを支援します。
- ・新型コロナウイルス感染症により、こころに不安をかかえた感染者とその家族、医療従事者等に対して、電話や面接、訪問等を行い、専門職によるこころのケアを実施します。

(2) 地域住民参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

① 参加・活動の場、居場所づくり

- ・民生委員・児童委員による地域の見守りや困りごとの相談、ボランティアなどにより実施されている様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。
- ・障害のある人、高齢者や子どもや外国にルーツを持つ人など地域の人たちの交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域住民や地域の団体を主体とした見守り、居場所づくりなどの支援活動を進めます。
- ・福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校に

スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカー⁷を派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校へスクールカウンセラー⁸を配置・派遣します。

- ・高齢者が住み慣れた地域で満足な生活を送り（QOL：クオリティ・オブ・ライフ）、満ち足りた人生の最期を迎えること（QOD：クオリティ・オブ・デスもしくはダイイング）ができるよう、医療福祉関係者、関係機関が連携し、高齢者やその家族が必要な支援を受けることができる体制が構築されているとともに地域住民や多様な主体による支え合い・助け合いのできる地域の実現に努めます。
- ・そのため、自分が望む QOL や QOD について考える機会の提供とこれを実現するためにかかりつけの医師、看護師、薬剤師などを持つことの必要性に関する啓発を行います。
- ・地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点である地域総合センターにおいては、第二種社会福祉事業として、生活上の各種相談事業や就労支援、教育支援、人権課題解決のための各種事業等が実施されており、その運営に対して支援します。

② 地域住民、企業、社会福祉法人、NPO 法人等の参画促進

- ・日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、社会福祉法人などの福祉サービス事業者、NPO 法人、老人クラブ、自治会、地域住民組織、企業などの協働による地域で支え合う機運の醸成と支え合いの仕組みづくりを支援します。
- ・地域における移動支援の充実を図るため、民間や各種 NPO 等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。
- ・淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう機運を盛り上げます。
- ・障害者等の活躍の場の拡大を目指した農業と障害福祉の連携をはじめとして、子ども食堂等での子どもたちと農業者の交流、農福連携への意識醸成や連携促進に向けた情報発信の実施等、農業を一つのツールとした新たな農福連携の推進を図ります。
- ・NPO 法人、企業、地域団体等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域の課題解決に向けた対話・協議を行います。
- ・企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用し

⁷ スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

⁸ スクールカウンセラー：心理の専門的な知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

た協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。

③ 民生委員・児童委員活動の環境整備

- ・民生委員・児童委員による、福祉サービス等を適切に利用するための必要情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て家庭への見守りや訪問、地域住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動、児童の健全育成や福祉活動を促進します。
- ・地域住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し資質の向上を図ります。民生委員・児童委員のなり手の確保や経験豊かな人材の定着を図るとともに、多くの地域住民によるその幅広く、奥深い活動への協力が得られるよう、周知、啓発に努めます。

④ 活動資金の確保と有効活用

- ・地域住民が福祉活動を行うに当たっては活動資金が必要ですが、その活動は地域住民同士の支え合いに基づくものであることから、活動資金については原則として地域住民自ら負担したり、集めたりすることが、活動を継続していくためには必要と考えます。そうした中で、必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図ります。
- ・赤い羽根共同募金運動の推進の支援し、地域における地域福祉の推進を図ります。

⑤ ボランティア活動の推進

- ・滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等を実施されるよう支援します。
- ・だれもがボランティア情報に気軽に接することのできる環境づくり、ボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供を促進し、ボランティア活動の裾野の拡大を図ります。
- ・併せて、災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します

⑥ 社会福祉法人の公益的な取組の推進

- ・社会福祉法において、社会福祉法人の地域における公益的な取組が責務として位置づけられる中、日頃の活動などを通じて、地域の特性や情報を集めるほか、地域の福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として市町、社会福祉協議会と連携・協働した取組の推進を支援します。

- ・ 県内の社会福祉法人が、優れた公益性と非営利性を発揮し、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、地域生活課題や福祉ニーズを総合的かつ専門的に対応することで、地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られるよう推進します。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発

- ・ 小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及に努め、県民一人ひとりの行動につなげます。
- ・ 障害者、高齢者、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確保に努めます。

② インクルーシブ教育の推進

- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

③ 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

- ・ 一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に具現していくことができるよう、学習企画の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。
- ・ 教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を重点的に提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努めます。
- ・ 核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、暮らしの基本単位である家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

④ 多様性の尊重

- ・ 性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、だれもが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容について周知により、県民の心のバリアフリーの推進を図ります。

- ・地域に根差したきめ細かな人権啓発の推進を図るために、県と市町相互の情報共有や市町が行う活動支援に努めるなど市町との連携を強化します。

(4) ユニバーサルデザインの推進

① ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、だれもが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ・公共施設や多くの人が利用する施設について、だれもが安全かつ快適に利用できるよう、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の普及啓発を図るとともに、施設管理者の理解と意識向上に努めます。また、滋賀県車いす利用者等用駐車場利用証制度の普及を推進します。

② 情報アクセシビリティの向上促進

- ・県が情報提供する際には、字の大きさや配色、点字、多言語やふりがななどに配慮し、障害者、高齢者を含むだれもが利用しやすい情報保障に努めます。
- ・必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、多様なメディア媒体を活用し、情報が届きにくい人にも配慮しながら効果的な情報提供に努めます。

2 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくり

【現状と課題】

(1) 種々の生活課題（生きづらさ）を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- 近年、社会・経済状況の変化により、8050問題、ダブルケアといわれるような状況など、1つの世帯のなかで複数の問題が絡み合った、複合的な事案や「制度の狭間」のニーズへの対応が求められています。
- 支援を必要とする人たちを早期に発見し、必要な支援や福祉サービスに結び付けていくため、関係機関等によるネットワークの構築や地域住民の支え合いなど、地域全体で支えていくことが大切です。

(2) 感染症を含めた災害時の支援体制の構築

- 自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行時においても支援が必要な人に支援が円滑に届くよう、平常時から地域住民等が相互に連携し、対応できる体制を整えることが重要です。

(3) 災害時要配慮者支援の推進

- 災害時の避難行動に支援を必要とする人については、市町が把握し名簿を作成することとなっており、全市町において名簿が作成されています。

(4) 権利擁護の推進

- 一人の人としての尊厳をだれもが尊重され、安心して生活することができ、社会に参加し活動を行い、自己実現できる機会を保障する地域や社会を創ることが地域福祉の課題の一つです。
- 単身高齢者世帯も増加や認知症高齢者の増加が予想されるなか、財産管理や日常生活にかかる契約等の行為といった成年後見人等が提供するような支援は今後、さらに必要となってきます。

(5) 苦情解決の仕組み

- 利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決は重要な課題となっています。
- 社会福祉法において、各事業者は利用者からの苦情の適切な解決に努めることとされています。

(6) サービスの質の向上と透明性の確保

- 社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されており、サービスの質の向上のため、事業者によるサービスの自己評価の取組を引き続き進める必要があります。

(7) 社会福祉法人、NPO法人、企業等のネットワーク化の推進

- 福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで、社会福祉法人等の地域の様々な関係機関が、地域の中で顕在化している福祉ニーズを積極的に把握するとともに、対応していくことが求められています。
- しかし、小規模な法人においては、経営基盤や職員体制の脆弱性などから、単独で地域貢献のための取組の実施が困難な状況にあります。
- また、NPO法人、企業等の活動の活性化、こうした主体のネットワーク化を進め、地域力の向上を図ることも必要です。

【施策の方向性】

(1) 種々の生活課題（生きづらさ）を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- 必要な支援やサービスにつながりにくくなっている人を早期に発見し、必要な支援やサービスに結び付けていけるよう関係機関のネットワーク構築や地域住民の支え合いなどの仕組みづくりに努めます。

(2) 感染症を含めた災害時の支援体制の構築

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害、感染症と自然災害の複合災害に対する防災対策や仕組みづくり、地域づくりの支援に努めます。

(3) 災害時要配慮者支援の推進

- 災害発生時に援助が必要な要配慮者のため、個別避難計画の作成などにより避難支援をします。

(4) 権利擁護の推進

- 権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な周知啓発を行うとともに、事業を実施する社会福祉協議会の運営支援に努めます。

(5) 苦情解決の仕組み

- 福祉サービス利用者が苦情を申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう指導を行います。

(6) サービスの質の向上と透明性の確保

- 事業者に対し、第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果のサービスへの反映を図ります。

(7) 社会福祉法人、NPO法人、企業等のネットワーク化の推進

- 小規模な社会福祉法人等が、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう支援します。

(1) 種々の生活課題(生きづらさ)を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

次に示すような地域における多様な生活課題(生きづらさ)に、県および市町、事業者等と連携しながら各取組の推進および支援を行います。

【高齢者】

- ・ 老人クラブなどの団体やNPO法人、企業など様々な主体が「つながる」という視点を持ち、連携・協働を進めるとともに、各主体が持つ特色を生かしあうことで、活発な活動が展開されるよう支援します。
- ・ 高齢者がそれぞれの状態に応じて必要な支援を受けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実や、地域住民主体の通いの場づくりなどの取組を推進します。
- ・ 高齢者の暮らしの安全・安心を守るとともに移動しやすい社会基盤の整備を進めます。
- ・ 介護と育児に同時に直面したり(いわゆる「ダブルケア」「トリプルケア」)、障害のある子と要介護の親の世話が重なったりするなど、分野をまたがって支援が必要な介護者などに対し適切に対応されるよう、関係者間の情報交換や連携を進めます。

【障害者】

- ・ 障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容の周知により、県民の障害者理解の推進を図ります。
- ・ 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、親亡き後に障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活支援サービス等の充実(体制整備、人材育成、確保)に努めます。
- ・ 保健福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 高齢障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスおよび介護保険サービスの適切な運用に関する好事例等の情報提供や、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用した相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有による障害分野と高齢分野の連携促進を図ります。
- ・ 市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進めます。
- ・ 企業において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進のための周知、啓発に努めます。

- ・障害のある人の就労促進と農業分野での労働力の確保を図るため、農作業受委託による農業者と福祉事業所とのマッチングをサポートすることや、就労や体験の場を確保することなどにより、農業法人や農業分野における障害者等と地域社会の繋がりの基盤づくりに努めます。
- ・介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労が促進されるよう、関係機関と連携し、新たな分野における職域の開拓や就労先の確保を一層進めます。

【子ども・子育て世帯】

- ・結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていける環境をつくれます。
- ・だれもが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、インターネットや様々な手段により積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てが出来る環境づくりをすすめます。
- ・保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。
- ・子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援、運営サポート、物資提供、事業への人的協力（ボランティア）などの様々な支援を公私協働で展開します。
- ・子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体を主体とした子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう機運の醸成を図ります。
- ・遊べる・学べる淡海子ども食堂の展開にあたり、農業者との連携や地域の防災、歴史、文化を学ぶなど、地域の特性を生かし多世代が集える居場所となるよう進めます。
- ・ウィズコロナ・ポストコロナを見据え地域住民一人ひとりができることを考え、子どもたちの笑顔が増えるような行動を行えるよう「すまいる・あくしょん」⁹の周知・啓発をします。

⁹ すまいる・あくしょん：コロナ禍で影響を受けた子どもたちが生き生きと過ごせるための新たな行動様式を示すものです。7つの指標が設けられており、それぞれの指標について、子どもが自分自身のために行動することと、子どもが必要としていることに対して、大人が行動することの2つの視点があります。

【生活困窮者・世帯】

- ・生活に困窮する方からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。
 - ・相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。
 - ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。
 - ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。
- ・支援の必要な方を早期から把握し支援することができるように、市町、自立相談支援機関と連携し、制度の周知を行うとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域総合センターなどによる相談事業と連携を図っていきます。

【経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯】

- ・貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。
 - ・ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、様々な悩みに対する情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。

【食の確保に課題を抱える人・世帯】

- ・事業者やフードバンク¹⁰活動団体、福祉団体や施設、地域住民、市町などが連携協力し、貧困、災害等により、必要な食べ物を十分に入手することができない人・世帯へ未利用食品を提供するための活動が円滑に行われるよう、関係者相互の連携強化を図ります。

¹⁰ フードバンク：食品関連企業において、包装の印字ミス等により販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄付を受け、食料支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動およびその活動を行う団体のこと。

【住まいの確保に配慮が必要な人】

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住まいを喪失またはその恐れのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住まい確保のための支援を実施します。
- ・所得水準が低い高齢者世帯や高齢単身世帯、低額所得者、ひとり親世帯等の賃貸住宅の入居が確保されるよう、県営住宅の入居機会の拡大に努めます。
- ・賃貸住宅の入居者と家主の安心感の向上を図るため、居住支援法人等の関係団体と連携した居住支援体制を構築するとともに、生活に困難を抱え、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者、低額所得者、ひとり親世帯、外国人県民等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援について検討を進めます。
- ・家賃の支払いや病気、事故などへの不安から賃貸住宅に入居を断られる住宅確保要配慮者¹¹が住居を安定的に確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティーネット住宅）の登録促進に努めます。
- ・保証人や引受人、緊急時の連絡体制の確保等ができない高齢者、高齢障害者、低所得者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者へ必要な支援がとどくよう、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図ります。

【就労に向けた支援が必要な人】

- ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・就労支援が必要な貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。
- ・しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、滋賀労働局と連携し、求職者に対し、相談コーナーとハローワークコーナーにおいて、個別相談から求人情報提供および職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。
- ・障害者就労支援施設等における経済活動の活性化、企業・労働・福祉・教育・医療等の関係機関・団体とのネットワークの構築などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターを核として、働きたい障害のある人

¹¹ 住宅確保要配慮者：指定難病患者 ・ 要介護要支援認定を受けている者 ・ 児童養護施設退所者 ・ 犯罪をした者等 ・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者 ・ 海外からの引揚者 ・ 新婚世帯 ・ 原子爆弾被爆者 ・ 戦傷病者 ・ L G B T ・ U I J ターンによる転入者 ・ 妊婦 ・ 被災地からの避難者（発災後3年以内）。

の就労支援や雇用創出に向けたシステムづくりを進めます。

- ・外国人県民等が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人県民等を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。

【ひきこもり状態にある人とその家族】

- ・ひきこもりの背景や当事者・家族がおかれている多種多様な状況について何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、当事者の自分らしい生き方を保障する必要性について理解の促進に努めます。
- ・ひきこもり支援センター等ひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。
- ・市町や保健所等でひきこもり支援業務に従事する職員を対象に研修会を開催するなど人材育成を行います。
- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう、ひきこもりに関する普及啓発に努めます。
- ・ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている当事者や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めます。
- ・教育機関等の関係機関と連携を図り、不登校、ひきこもりなどの情報共有を図ることに努めます。

【希死者、自殺未遂者・家族】

- ・自殺対策推進センターを核として、保健所、市町等との協働により、滋賀県自殺対策計画と連動した取組を推進するとともに、自殺対策連絡協議会において本県の特성에応じた具体的な取組の方向性について協議し対策の推進を図ります。
- ・自殺未遂者の支援体制においては、救急告示病院等や精神科医療機関と保健所、市町などとの連携に加え、今後、警察や消防との連携強化を図ります。若年の自殺未遂者の中には、背景に虐待や発達障害などの要因を持つものもあるため、市町家庭児童相談室や教育への技術支援を行います。

【薬物等依存者】

- ・薬物依存症・ギャンブル等依存症に対応する専門医療機関や依存症治療拠点機関、

相談拠点の機能強化を図ります。

- ・アルコール健康障害対策推進会議の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら分野横断による包括的推進体制の確保をとおして、アルコール健康障害対策の推進に取り組めます。

【認知症の人】

- ・認知症になるのを遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにできるように若年（性）・軽度認知症を含めた認知症の正しい知識と対応の普及啓発を認知症の人と家族とともにはかります。
- ・認知症の早期発見・早期対応と認知症の容態に応じた適時・適切かつ切れ目ない支援を提供するために、医療・福祉・介護などの関係機関・団体のそれぞれの認知症ケアの質の向上と情報共有や協働によって、多職種や地域の連携を強化します。
- ・認知症になっても、社会の一員として社会参加ができ、希望をもって日常生活が過ごせる地域づくりを目指し、地域住民の正しい認知症の理解と対応をベースとした支え合い活動を推進し、本人の重度化予防と家族や介護者等の負担軽減をはかります。

【社会的養護を要する子ども】

- ・児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。
- ・育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられる体制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトステイの¹²実施を促進します。
- ・保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。
- ・社会的養護のもとで暮らす子どもたちの職業観をはぐくむため、中高生が自ら希望する企業のもとで就労体験を行う「ハローわくわく仕事体験の場」などを推進します。
- ・子ども家庭相談センターは、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、見

¹² ショートステイ・トワイライトステイ：市町による一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業

童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進め、家庭復帰にあたっては、市町、関係機関と連携し、地域で子どもを見守り、支援していきます。

・児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じて就業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行い、自立に向けた仕組みづくりを進めます。

・児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導等を行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の支援に取り組みます。

【自分から SOS が出せない人、孤立しがちな人】

- ・子育て家庭、ヤングケアラーを含む介護者等を感じる孤立感や負担感の軽減を図り、安心して生活が出来るよう、学校や福祉、医療等との一層の連携強化により、必要に応じたサービスにつなげる等の支援・相談体制の充実に努めます。
- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう普及啓発に努めます。

・民生委員・児童委員による地域の見守りや困りごとの相談、ボランティアなどにより実施されている様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。（再掲）

【矯正施設退所者等】

- ・高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院）退所予定者および退所者等に対し、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援の実施により地域での自立した生活を支援します。
- ・滋賀県地域生活定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。
- ・また、刑事司法手続き段階にある被疑者・被告人等で障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、保釈後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。
- ・犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所、保護司、

更生保護女性会およびBBS会¹³などの関係機関との連携のもと推進します。

【戸籍のない人】

- ・出生時に戸籍への記載がなく、社会生活上、様々な不利益を被っている人のために、福祉サービスをはじめとする生活支援や教育支援につなげる仕組みづくりを進めます。

【医療的ケア児・者、難病者】

- ・在宅医療へ移行する医療的ケア児・者が増加しているため、小児在宅医療を担う人材養成が不可欠です。専門病院の医師等による集合研修や実地研修等を行い、人材育成および資質向上を図ります。
- ・難病医療連絡協議会において、従事者の技術力向上を目指した研修会を実施するとともに、拠点病院や協力病院のネットワークを構築するなど、難病医療体制の充実に努めます。

【外国にルーツを持つ人・世帯、子どもたち】

- ・外国人県民等も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する多言語での情報提供に努めます。
- ・外国人県民等が地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。

【性的少数者】

- ・性的少数者の正しい理解・認識を図る県民啓発を進めるとともに、特に性同一障害者等の児童生徒に対しては、学校におけるきめ細かな対応が必要なため、児童・生徒の心情等に配慮した相談・支援等の取組を進めます。
- ・リーフレットの配布や県のホームページ掲載を通じて、人権に関する相談窓口について広報します。

(2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害、複合災害に見舞われても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、身近な地域で日常生活が送れるよう、防災対策や支援の仕組みづくり、地域づくりを支援します。

¹³ Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

- ・感染症の流行時における避難方法や避難所運営について県のホームページ等に掲載し、平時から災害時に一人ひとりが命を守り、感染拡大を防ぐ対策をとれるよう備えます。
- ・近年の災害においては、災害時要配慮者が避難生活の中で、生活機能の低下や介護度の重症化などの二次被害、ひいては災害関連死に至ることが課題の一つとなっていることから、避難生活から安定的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム（しがDWAT）の体制整備を進めます。
- ・災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町における災害ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動の環境整備を進めます。
- ・併せて、災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。

（3）災害時要配慮者の避難支援の推進

【避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別（支援）計画の策定】

- ・避難行動要支援者となる障害のある人に、災害時の避難行動について実効性のある個別計画が策定されるよう市町の取組を支援します。
- ・高齢者や障害のある人等の要配慮者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。
- ・どこの地域にどのような医療的ケア児・者がおられるか把握し円滑かつ確実に支援できる体制の構築を図ります。
- ・災害時に自力避難や状況の把握が困難、あるいは困難な可能性があることから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、要配慮者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行うとともに、消防団、福祉専門職、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人等との協働体制の構築について、市町の取組を支援します。

【要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施】

- ・災害時における避難行動要支援者の避難先を確保するため、市町における福祉避難所の指定の促進を図るとともに、市町を超える広域的な避難等に備え、広域福祉避難所として社会福祉施設や福祉団体との協力協定の締結を進めます。
- ・要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に

取り組みます。

【避難所における福祉的配慮の推進】

- ・避難所において、要配慮者に適切な配慮がされるよう、だれもが安心して利用できる避難所の体制整備を促すとともに、避難所での避難生活の質の向上を図る物資および避難所における感染症対策に資する災害備蓄物資の充実を進めます。
- ・緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、避難所のバリアフリー化、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。
- ・高齢者、障害のある人など要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。

【福祉避難所の機能確保】

- ・市町に対して福祉避所の開設訓練等の実施を働きかけるなどにより、発災時に福祉避難所が機能するよう取組ます。

(4) 利用者の権利擁護

① 権利擁護の啓発・理解促進

- ・滋賀県権利擁護センター、障害者110番において権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施、障害のある方や高齢の方が、安心していきと地域生活を送れるよう権利を守ります。
- ・民生委員・児童委員が行う見守り活動などにより、判断能力が不十分な人への地域生活支援を促進します。
- ・地域住民一人ひとりが、社会的に不利な立場に置かれている人に対する理解を深めるとともに人権意識を高め、人権問題に対する理解を深めるための啓発活動を展開するとともに、地域総合センター等における学習機会の充実を図ります。

② 地域福祉権利擁護事業の推進

- ・滋賀県社会福祉協議会および市町社会福祉協議会で地域福祉権利用擁護事業を実施し、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていけるよう支援します。
- ・地域福祉権利擁護事業の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。
- ・また、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かり等により、地域社会における自立支援につながるようその利用を促進します。

③ 成年後見制度の利用促進

- ・地域の権利擁護支援体制のネットワークの構築を推進し、本人の意思決定支援や成年後見制度の利用促進を進めます。
- ・地域の実情を踏まえ、成年後見制度の首長申立に関する研修の実施など取組の推進をします。
- ・成年後見制度の利用促進に関する施策について、市町が基本的な計画の策定や中核機関の設置、運営等を行うことを支援します。

(5) 苦情解決の仕組み

① 事業者の苦情解決体制の整備

- ・事業者においては、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置され苦情を解決する体制が整備されるとともに、仕組みの施設内掲示などにより利用者への周知が図られるなど、苦情が申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう指導を行います。

② 適切な苦情解決の促進

- ・事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんが行われます。苦情解決が円滑に図られるよう滋賀県社会福祉協議会との連携に努めます。

(6) サービスの質の向上と透明性の確保

① 健康福祉サービス評価システムの推進

- ・利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、これまで進めてきた自己評価に加え、より客観的な評価となる第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果のサービスの反映を図ります。
- ・第三者評価にあっては、第三者評価機関の募集・認証を進めるとともに、評価調査者の養成や資質の向上を図り、評価体制の充実に努めます。
- ・事業所が行った自己評価や第三者評価の結果を事業所のホームページに掲載したり、事業所内での閲覧や広報誌に掲載したりするなど、幅広い公表を促進します。

② 社会福祉法人の情報公開の推進

- ・福祉サービスの利用を希望する方が、自分にとって最適なサービスを選択できる環境を整備するため、社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報について積極的に公開するよう指導・助言を行います。

③ 健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

- ・医療・介護・健康分野等における ICT の活用や最新のロボット技術の導入が円滑に進むよう、県立リハビリテーションセンターと関係機関が協力して情報の収集や発信を行います。
- ・電話やICT を活用した、見守りを兼ねたコミュニケーション機会の確保ができるよう、高齢者がスマートフォンを利用できる環境を整えるなど、つながりのための取組に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。

(7) 社会福祉法人、NPO法人、企業等のネットワーク化の推進

- ・社会福祉法人が持つ専門性、設備、人的・物的資源等を有効活用し、複数の社会福祉法人、地域の関係機関、団体等と連携し、様々な福祉サービスの提供をすることで地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上がはかれるよう支援します。
- ・NPO 法人、企業、地域団体等が連携し、それぞれの持つ特徴や強みを活かしながら、地域の課題解決に取り組む活動を支援します。
- ・NPO 法人、企業、地域団体等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域の課題解決に向けた対話・協議を行います。（再掲）
- ・企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。（再掲）

3 教育機関・事業所・地域住民との協働による「滋賀の福祉人」づくりの推進

【現状と課題】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- 地域住民と協働し、地域の課題解決を図り、課題解決に向けた仕組みづくりを進めていく福祉専門職の育成、ロールモデルとなる人材育成を図ることが必要です。
- 複雑化・複合化した生活課題に対応するには、各団体、専門職、地域住民等が連携・協働（多職種連携、組織間連携）、ネットワークの構築が必要となります。

(2) 専門職の確保・育成・定着

- 高齢化の対応や待機児童対策、障害のある人への取組の充実等、さらなる福祉ニーズの増加が見込まれる中、必要な人材確保に加え、職員の定着の推進も重要です。
- そのためには、社会福祉協議会等との連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者に対する就業支援や就業経験のある再就業の支援を行う必要があります。
- また、福祉サービス事業従事者の資質向上のための研修機会の充実、福祉職場の処遇改善や職場環境改善等を支援し、職場への定着を図ることが必要です。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- 将来の福祉人材の確保を図るため、小・中・高校での福祉教育や福祉職場での体験学習などにより、福祉についての知識や理解を深めていくことを通じ、福祉職場への就業に繋げていく必要があります。
- 地域住民が見守り活動等の必要性に気付いたり、具体的な活動につなげていけるような学び合いの機会（福祉学習）が必要となります。（再掲）

【施策の方向性】

(1) 福祉人のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- 福祉分野を超えた横断的な対応ができる人材、他の職員のロールモデルとなるような人材の育成に努めます。
- 地域において地域社会づくりの活動をする人材の育成に努めます。

(2) 専門職の確保・育成・定着

- 様々な専門的知識、経験、技能をもった福祉事業関係者以外の新たな人材の確保に努めます。
- 福祉の職場の処遇改善や職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を進めます。
- 福祉関係者が幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、資質の向上に努めます。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- 互いを認め合いながら、ともにいきることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。(再掲)
- 福祉学習を推進し、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。(再掲)

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- ・県内どの地域においても一定水準の福祉サービスが提供されるよう、我が国の社会福祉の成熟に寄与した本県の先人の理念と実践を学びつつ、倫理観や対象者理解、権利擁護など、福祉の専門職員がキャリアに応じて習得すべき知識、技能、技術等の能力を [滋賀県社会福祉協議会の縁アカデミーの取組と連携して](#) 育成します。
- ・高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮等福祉分野に関わらず、分野横断的な対応ができる滋賀の福祉職のロールモデルとなる人材の育成することで、福祉職の質の向上を図るとともに、新人職員の参入と定着の促進に努めます。
- ・多様な主体が自主的に参画することを目指し、住民ネットワークの構築、市民活動団体や企業等、地域に関わる様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりを支援します。
- ・レイカディア大学では、新しい知識と教養を身につけるための学習機会を提供することで、高齢者の社会参加を推進するとともに、地域づくりにおける担い手を養成します。
- ・生活支援コーディネーターに加え、認知症地域支援推進員や在宅医療・介護連携コ

ーディネーター¹⁴など、市町の地域づくりの取組を支える人材の育成や相互の連携を促進し、住民同士のつながりや支え合いの深化を図ります。

(2) 専門職の確保・育成・定着

① 若者の進路選択支援

- ・若い世代に対して、福祉・介護サービスの社会的役割の重要性や、職業としての魅力を啓発するために、滋賀県介護・福祉人材センターなどによる職場体験の場の提供や学校等への訪問活動を推進します。
- ・地域、学校等における対話型交流会の開催、マスメディアや SNS などを活用した啓発、イベントの開催など積極的に福祉の魅力について情報を発信し、イメージアップを図ります。
- ・介護福祉士修学資金等貸付制度の活用により、介護を学ぶ学生を支援します。

② 多様な人材の参入促進

- ・広く県民に対し福祉職場への就労を促進するための広報・啓発や職場体験等の機会の提供を行うとともに、潜在有資格者の職場復帰を支援することにより、多様な人材層の参入を促進します。
- ・障害者、外国人、高齢者等多様な人材の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職雇用支援機構など関係機関と連携しながら情報収集し、広報・啓発に努めます。
- ・滋賀県介護・福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、事業者に対しては、働きやすい職場に向けた指導・助言を行い、円滑な就労と定着を支援します。

④ 福祉職場への定着促進

- ・福祉の職場は、全産業の平均より職場への定着率が低いことから、キャリアパスの整備など処遇改善やハラスメントや暴力行為への対策を含む職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を推進します。
- ・新人職員向けのフォローアップ研修や交流会の開催により、新人職員間のネットワークづくりや相談窓口を設けることで新人職員の定着を促進します。
- ・関係機関で構成する「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」において、課題解決のための方策を検討し、県域全体で介護人材の確保・育成・定着を図るための取組等を推進します。

¹⁴在宅医療・介護連携コーディネーター:地域の在宅医療と介護の関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療と介護の連携に関する相談支援、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整を行う者。

⑤ 職場環境の改善

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現、育児・介護休暇、子どもの看護休暇、時間単位での休暇制度の導入など働きやすい労働環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者を登録し、その取組を広く公表することで、事業者による働きやすい環境整備を促進します。
- ・ハラスメントや暴力行為への対策マニュアルの普及や研修等を実施することで、事業者自らが職員を育成していく意識の向上を図り、職員の定着を支援します。
- ・最新のロボット技術やICTなどの業務の負担軽減や効率化に資する機器等について、福祉事業所等への導入を進めるとともに、その効果や課題を情報提供することにより普及を促進します。

⑥ 社会福祉関係者の資質の向上

- ・福祉関係職員が多様な研修を体系的に受講し、専門知識や技術の向上を図るとともに、幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、専門職の養成と必要な職場への配置を促進します。
- ・福祉人材の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。
- ・高齢、障害、子ども、生活困窮分野の連携のため、介護支援専門員や相談支援専門員等の専門職合同による研修等を実施します。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発

- ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及に努め、県民一人ひとりの行動につなげます。
- ・障害者、高齢者、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方にしやすい駐車場の確保に努めます。

② インクルーシブ教育の推進

- ・障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

③ 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

- ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に具現していくことができるよう、学習企画の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。
- ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を重点的に提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努めます。
- ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、暮らしの基本単位である家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

④ 多様性の尊重

- ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、だれもが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容について周知により、県民の心のバリアフリーの推進を図ります。
- ・地域に根差したきめ細かな人権啓発の推進を図るために、県と市町相互の情報共有や市町が行う活動支援に努めるなど市町との連携を強化します。

第7章 計画に係る指標

本計画は、各市町の地域福祉の推進を支援するものであることから、県内すべての市町において重層的支援体制整備事業が実施されることや地域の活動拠点の設置の推進を目標とします。

このため、市町に対して地域福祉に関する情報提供や意見交換、地域福祉の推進に資するセミナー等を開催することにより、市町の重層的支援体制整備事業実施に対する支援を行います。

- ・ 県内市町における重層的支援体制整備事業実施・総合相談窓口設置数
- ・ 「縁アカデミー」受講修了者数

第8章 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら評価を行います。また、分野別計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。